

502
195



始

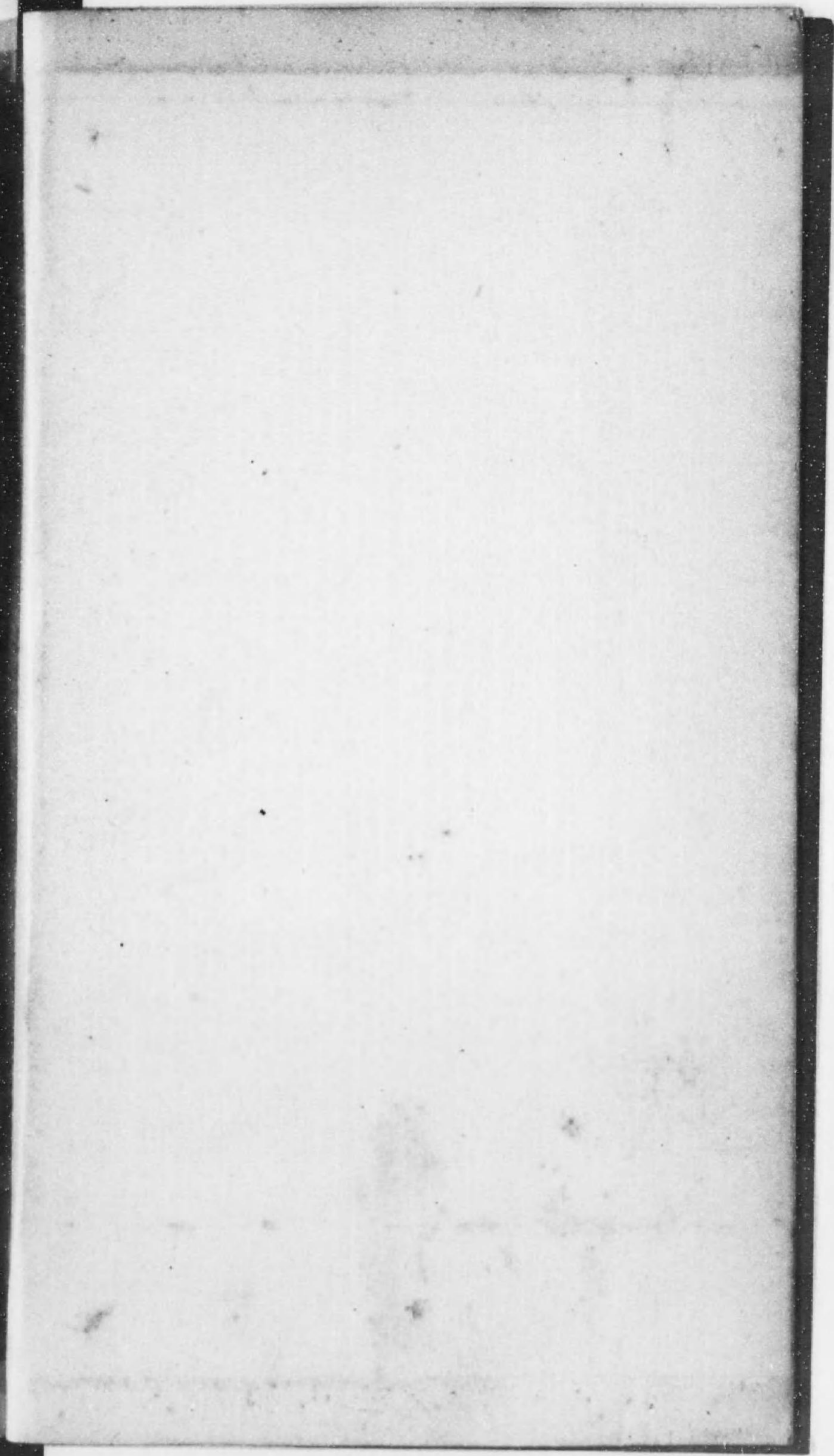


町村自治經營教本

元內務大臣 床次竹治郎閣下題字
帝國農會幹事 山崎延吉先生序文
二神真敬 著

東京 至善堂發行

		水		陸		空	
種別	用途	種別	用途	種別	用途	種別	用途
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...
...



123456789101112131415

勢 一 覽 表

土																												役出 位置		名字大		町 村 略 誌	
耕地所有地配分								其他村人所有地					自有村人所有地					有地租地					官有地					地目	段	別			
段								地目					地目					地目					地目										
戸數								戸數					戸數					戸數					戸數										

農										工										商										戶											
農產物										工業物										商產物										人口						戶數					
種別										種別										種別										現住						本籍					
數量										數量										數量										女						男					
金額										金額										金額										女						男					

財						生						衛						事						學					
產財本基校學小						病染傳村						火葬場						合歩席出						實習地					
種別						病						火葬場						高等						小學校					
金額						計						場						尋常						小學校					

同及角上材	別數	量價	額	計	別數	量價	額	計	別數	量價	額	計	別數	量價	額	計	別數	量價	額	現住	本籍	現住
																				現住	本籍	現住
																				女男	女男	女男

財												生衛					車															學																																				
本年						前年						產財本基			產財本基			病	染	傳	村	火	避	合	步	席	出	步	就	生	兒	不	就	生	兒	就	生	兒	學	總	本	教	學	學	校																							
歲出	歲入	歲出	歲入	歲出	歲入	現	有	地	現	有	地	計	病	醫	場	舍	補																													高	尋	補	小	補	補	小	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補	補

團種各及金貯																				務															財									
貯										種										村					表					納					稅									
種	別	數	組	合	貯	貯	貯	貯	貯	種	別	數	組	合	種	別	數	種	別	課	率	稅	地	地	地	地	地	備	考	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計		

戶專	數業		兼	戶兼	數業	計	戶數
	女	男		女	男		

別計	豆	豆	豆	薯
數				
量				
價				
額				

別計	角材	同上	同上	同上
數				
量				
價				
額				

別計	別數	量	價	額
數				
量				
價				
額				

類計	牝	壯	計
度	中	高	大
校	校	校	校
程	程	程	程

及					產					財					生					衛					事															
村		稅			縣			稅			國			算決度年前		算豫度年本			產財本基校學小		產財本基村		病染		傳		村		火葬場		避病舍		合		步		席		出	
戶數	地稅	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加	附加				
目	金	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額	額				
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計				

務																																																																					
教宗寺社					團體各種										貯金及																																																						
他			其		院		寺		社		神		體			團			別			特			合		組		金		貯		合			組			業			產			調		率		課		稅			村															
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別	
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								
備考															一人平均貯金			貯蓄總額		組合人員數		組合別		組合		組別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別		貯蓄總額			組合人員數		組合別								

502-195



町村自治經營教本

元 内務大臣 床次竹治郎閣下題字
帝國農會幹事 山崎延吉先生序文

二神真敬 著



東京 至善堂發行

五箇條御誓文

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
 - 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
 - 一 官武一途庶民ニ至ル迄其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメンコトヲ要ス
 - 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
 - 一 知識ヲ世界ニ求メ大イニ皇基ヲ振起スヘシ
- 我國未曾有ノ變革ヲ爲サントシ朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立テントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

明治元年三月十四日

勅諭

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十一年四月十七日

内閣總理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 山縣有朋

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル町村制改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年四月六日

内閣總理大臣 侯爵 桂 太郎
内務大臣 法學博士 男爵 平田 東助

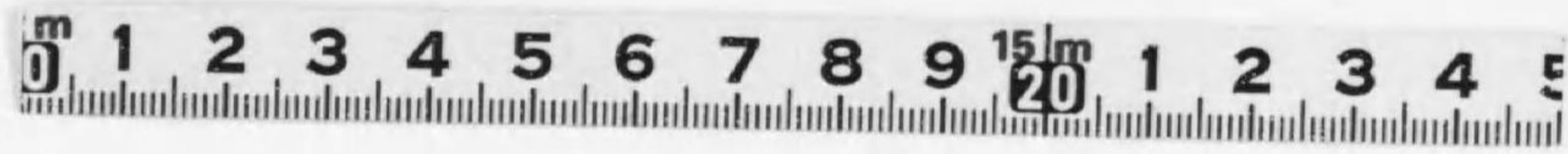
朕大正十年法律第五十八號市制中改正法律及同年法律第五十九號町村制中改正法律施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

大正十年五月二日

内閣總理大臣 原 敬
内務大臣 床次竹二郎





雨 后

康平竹二布



序

東洋書局

東京

支店

序

我國の國民教育に公民の教育を欠いて居つたのは大なる欠陥であつた、爲めに憲政の美果は望むべくもあらぬ今日の状態である。二神君夙に茲處に着眼して、郷黨の教育に従事すること年あり、今や補習用の教科書として町村自治を教材とす、誠に機宜を得たるものと云ふべく、吾輩は國民教育の一大進歩として慶賀せざるを得ぬものである。唯吾輩不幸にして其内容を知るの便を有せざるを以て、批評の餘地なしと雖ども、目次を見て教材配列の周到なるに満足を表せざるを得ぬのである。今や級別徹廢され、選舉權の擴張さるゝ場合、之によりて教へらるゝ所あらば、憲政の花、麗はしく開き、美果を見ん事疑なしである。二神氏の志と勞とに對し、滿腔の敬意を表し一言序に代へて云ふ

大正十一年五月

我農生 山崎延吉

序

一

自序

自治制は立憲政治の基礎である、此の意味に於て立憲國の臣民は能く治めらるゝ民であつて又能く自ら治むる民でなければならぬ、元來自治制は立憲政體と共に文明國の二大表幟と認むべきもので此が政治の理想で又實現である、故に自治制の圓滿に行はるゝと否とは直接其の團體の利害に關係するばかりでなく、延いては國家の消長に及ぼす處亦大である、であるから國民殊に青年の教育に於ては、其の最も近き關係を有つ處の自治團體の組織を理解せしめ且其の根本たる自治制の精神を會得せしめ隣保郷黨相扶けて協同一致し自ら地方公共の事に當り誠心誠意其の團體の爲めに力を盡す底の精神を保持せしめ以て其の團體の福祉を増進すると共に國運の發展を期せしめなければならぬ、由來補習學校は義務教育の延長とも見るべきもので此處に學べる者は何れも將來に於ける有力なる自治團體の一員となり或は更に其の中樞たる町村吏員と

もなるべきものであると言はなければならぬ、随つて彼等の爲めには法制經濟の主要を授けて立憲國民たる素質を養ふ外に進んでは町村自治經營に關する充分なる知識と徳性の涵養とに資する處かなければならぬ、著者は多年補習學校に教鞭を執り特に是等の點に關して稍得る處あり、本書は實に此の趣旨に基いて編著せられたもの、聊か以て自治民育の上に貢献する處があるならば著者一人の光榮のみにあらざる次第である。

終りに莅んで本書を成すに當り多忙の餘暇を割いて校閲の勞をとられた

山崎延吉先生及町村實際上に關し指導啓發せられたる大西良實先生を始め其他著書等により直接間接に指導を與へられたる先輩先生に對し衷心より感謝の意を表します

大正十年五月

一一 神 眞 敬 識

凡例

一本書は町村補習學校、中堅青年講習會、青年夜學會、小學校補習科及町村吏員等に對し町村經營の大要を知らしめ併せて公德心の養成を圖らんが爲に編著したるものなり

二本書は主として補習學校、夜學會等に於て最高學年に課し以て健全有爲なる町村公民を養成せん事を主眼とせり

三本書は主として其の構を農學士山崎延吉氏の「農村の經營」に採り之に町村制、内閣統計年鑑、江木翼氏の自治の模範、内務省地方局の地方改良講演集、地方經營小鑑及各種補習教科書を參考し之に著者の卑見を加へたり、

故に本書使用者は此等の書を參考せられん事を要す

四本書は町村と農村とを一元的に見て立論したり故に處々此等を交錯せる點あるを免

れず使用者諒之

五本書を活用せんと欲すれば時に町村長を煩はし或は助役、収入役を始め其他各種組合長團體及先輩を煩はし以て學徒をして各當局者の學識、經驗及理想に觸れしめん事を要す、これ眞に町村自治經營を徹底せしむる所以なり

六本書示す處の町村會議員の選舉、町村會等の如き之を實習實演せしむる必要あるものは力めて之が練習を指導し以て將來當局者たるの素質を養はん事を要す

七本書第三篇の我が町村の研究及其經營は之を各町村の實情と實際とに基き指導啓發せられん事を要す是本書究極の主眼點とする處なり

八本書は内容形式共不完全なるを恥づ、請ふらくは其を補ひ以て完全なるものたらしむべく實際使用者の示教に吝ならざらん事を

九本書中に引用したる文章及文句等に圈點を附し或は其の出典を明かにせざる等は聊か思ふ處ありて之をなしたり、謹んで謝す

目 次

第一編 序論……………一

第一章 町村の意義、共同生活と分業、生産と農工商、都會と地方……………一

第二章 町村と國家……………三

 第一節 國家と市町村、農家と國家……………三

 第二節 納税、徴兵、選舉……………五

 第三節 物資供給……………二一

 第四節 都會の長短、農村の長短……………二二

第三章 町村經營研究の必要、農村經營即國家經營、青年と町村經營……………二五

第四章 町村民の自覺、自覺と經營……………二七

 第一節 職業的自覺、自覺を論ず(幸田露伴)、人間の本務(カーネギー)……………二八

第二節 自治の精神……………三二

第三節 經濟的生活……………三三

第四節 町村のブライド……………三三

第五節 民風……………三五

第五章 町村自治制度の意義、自治の意味、制度の意味、自治制度の眞
意味、町村制と自治制、町村の廢置分合境界の變更、町村住民
と權義、町村公民の資格、公民の權義、公民權の喪失、參考國
家行政機關……………三七

第六章 自治制の沿革、英國と自治制、我國の自治制、市町村制の發布
と改正、發布以前の自治、族制と家族制、成務天皇時代、藤原
氏時代、徳川氏時代、明治時代、參考五人組制度……………三六

第二編 本論……………四三

第一章 町村經營總説、經營の三大中心—教育、行政、經濟……………四三

第二章 町村の自治行政機關……………四四

第一節 町村行政の二方面、町村自治行政の二機關、一、町村長及助
役、選任、任期、任務、町村長の六種、二、收入役、選任、
任期、任務、三、町村書記、任務、四、區長及委員、制度と
人、五、町村吏員の待遇……………四四

第二節 町村會、五ヶ條御誓文と議會、選舉と議員、一、町村會の職
務權限、二、町村會議員選舉に關する研究、イ、選舉するか、
ロ、何人を選出するか、ハ、選舉せらるゝ者の資格、ニ、議員
の任期及其他欠員、補充、サ、町村會議員の選舉、町村長の
取扱ふべき主なるもの、議員の常選、辭職、失職等、選舉に
關する諸注意、選舉に關する其他の件……………六五

第三節 我國民の欠陥、盲従と服従、官尊民卑の弊、選舉の惡風、選舉の神聖……………九一

第三章 町村役場の事務、一、法務、二、財務、三、學務、四、土木事務、五、衛生事務、六、兵事、七、宗務、八、風教、九、勸業事務、一〇、警備及救助、參考職業紹介法抄、一一、表彰行賞、一二、統計事務、一三、町村是の調査、唱道者、内務省の調査要目、其の補充、一四、其他の事務、一五、事務の整理、施政の方針、吏員の要義、執務の方針、整理上の四條件、參考一、町村役場事務一覽表、二、民政機關一覽表、三、町村勢一般要目及諸心得、四、年中行事表、五、町村事務報告要目、六、租税一覽……………一〇六

第四章 町村の經濟的方面……………一〇〇

第一節 町村發展と經濟……………一〇〇

第二節 自治と財源、財源の開拓、財産の管理と處分……………一〇一

第三節 農家の現在と發展策、耕地の擴張、資本の利用、科學的農業、技術の向上、勞力の二種、美と其活用、副業の獎勵、副業選擇の標準、副業の雅美、商人對抗策、勤と給、勤の意味、給の意味、給の四方面、町村相の發現と人氣作興、一家經濟一覽表……………一〇四

第五章 町村の教育的方面……………一〇六

第一節 何故に農工商は社會上の地位低きか、我國の世界的發展と町村教育、町村教育の基礎的要件……………一〇八

第二節 國民教育と國家、(一)小學校の目的、小學校教育上の諸注意、學務委員の意義、組織選任、職務、任免等、(二)補習學校、補習教育の目的、補習教育と町村教育、補習教育上の注意、

町村教育の補助機關、(1)町村役場及當局者、當局者の態度、
 (2)神社佛閣國民性と神佛、神宮僧侶と信仰、神官の活動、住
 職の活動、(3)青年團と少年團の意義、青年團の目的、自治と
 指導、少年團は青年團の基礎、(4)其他の團體、團體の向上、
 經濟發展を目的とする團體、自治助長を目的とする團體、町
 村相の改善と向上、自然界と人、陰徳者の活動……………一六三

第三節 町村民教育の根本方針、平易なる方針、具體的方針、生産的
 職業、生産的教育、町村民教育法、視覺による教育、聽覺に
 よる教育、實行による教育……………二〇一

第三編 ………………二〇一

第一章 我が町村の研究、町村民的自覺と知行合一、青年と進取實行、實
 際的町村の研究、町村研究表……………二〇一

第二章 我が町村の經營、愛する町村の將來は？ 我町村自治經營の研
 究要目、参考町村振興策、村の經營一覽表……………二〇三

第三章 結論、町村經營研究修了、眞に頭と手との町村民たれ、地方
 自治及財政(竹越三又)、青年の覺悟(嘉納治五郎)、帝國青年の歌……………二一〇

町村自治經營教本

二 神 眞 敬 著

第一編 序 論

第一章 町村の意義——農村

人類は集合して、共同生活を營んで居る、此の共同生活を營む上に最も必要なるものは、有無相通ずることと長短相援くる事である、前者は物を意味し、後者は人の能力を意味して居る、此の二者が基礎となつて、自ら分業といふものが起つて來る、分業には協力が必要である、この協力と分業とが一致する事に因つて、其處に社會の進歩、國家の發展がある、國家及社會の進展は即ち、個人や、一家の幸福、繁榮である、人の職業も、此の共同生活から、自然的に生じて來て、生産をなすのである、生産上の

分業と職業上の分業とは大體に於て一致して居る、此處には生産上と職業上から考へて、最も主要なるものを舉げて見ると、農業、工業、商業の三である、元來人の慾望を満足せしむる對象物は財で、其の財の効用を造り若くは之を増加することが生産である、故に農業は主に財の變質を圖り、工業は主として財の變形を成し、商業は主に財の位置を變ずる營利的の仕事をなすものである、昔から職業とし言へば、農工商の三を直ちに擧げるのは、畢竟、其の共同生活上重要なるものであるからである、而して、此の三者の中、最も多きものは農で、工商は之に次ぐのである、次ぎに土地と分業とに就いて考察して見ると、都會は工業や商業を營む人々が集合し、土地の面積に比べて人家櫛比し、人口繁く、地方は、農業を營む人々が多く住居し、人口は土地の面積に比して疎に、人家は此處彼處に點在して居る、此の二者の中間に町といふものがある、農工商が雜居して居るのが普通であるが、何れかといふと、農業者の住む地方に近い點が多いのである其は農を職とする者が多いからである、是に由つて之を見

れば、町村といふのは、農業を營む人が多く活動して居る地方を稱するのである、故に又農村とも言ひ得るので市町村制の上から見ると、町村を意味するのである

第二章 町村と國家

第一節 國家は社會組織の最も發達したもので、人類共同生活の最も進歩したものである、普通に國家は治者、被治者、領土の三要素を有するものとせられて居る、我が大日本帝國の治者は、畏くも萬世一系の、天皇陛下にましく、最高唯一絶對獨立の主權者で、被治者とは我等臣民、領土とは北は朝鮮、樺太、千島、南は南洋諸島及臺灣其他一道三府四十三縣といふ一定の土地を意味するので、此に由つて我が國は成立して居るのである、處が行政上領土を或る部分的區域に分けて、市町村といふ名稱を附せられて居る、此は自治制に基く區分法で、市町村制に因るのである、而して此の市町村といふ自治體が、我が國の基礎を成して居るのである、偕此の大切なる市町村

の数が幾ら位あるかといふと、時代の進運に従ひ其の數に多少の異同はあるが、大體左の如くである

市町村數(第三八回内閣統計年鑑大正七年末現在に據る)

市	七九	人口	一〇八四、二八五七
町	一、三三三	人口	一〇四三、二四〇二
村	一〇、八四九	人口	三六八一、二〇一八
計	一二、二六一	人口	五八〇八、七二七七

今此を總數を本として百分比を取つて見ると

市が	〇、六四弱	人口が	一七、七六強
町が	一〇、八七強	人口が	一七、九四弱
村が	八八、四八強	人口が	六三、三八弱

といふ割合となる、若し町村を合計して計算して見ると全市町村數の九十九%以上を占め人口は八一、三三%以上を示して居る、それから大正六年末農商務省統計の示す

處に因ると、我が國の全戸數は九百七十二萬四千三十六戸で、其中農家の戸數が五百四十六萬七千二百七十七戸で、之を%で現はして見ると五十六、二二強となり、全戸數の過半數は農家である

第二節 國民の三大公務である、納税、徴兵、選舉に就いて之を調べて見る、先づ租税である、これは帝國憲法第二章第廿一條に「日本臣民は法律ノ定ムル處ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス」と規定せられて居る國民の義務である、大正九年度に於ける、一般會計歳入實行豫算額が九億六千六百六萬七千圓、其中租税よりの歲入が五億九千五百八十七千圓である。處が此の租税中最も多いのが所得税の一億五千九百六十五萬圓(約二七%)其の次が酒税の一億三千九十一萬七千圓(約二二%)で、第三位が地租の七千三百七十二萬圓(約一三%)第四位が關稅で六千六百三十二萬六千圓(約一%)第五位が營業税の四千三百二十七萬七千圓(約七%)次が織物消費税の三千九百五十三萬圓と砂糖消費税の三千九百二十八萬二千圓(約六%内外)其他は比較にならぬ少額である

由是觀之、第一位第二位の所得税や酒税は全國民を通じてのものであるから農家の納める地租に比較すると最高の額となつて來ると言はなければならぬ、即ち地租は租税の部のみならず全體として帝國歳入の主なる部分を占めて居ると言ふべきである、尙ほ地租以外に負擔する額を算入するならば實際はなか／＼の額に上ること、想はれるのである

參考

(1) 地租金二十錢より一萬圓以上を納むる人員一千三十萬六千二百八十七人（大正八年度調査）

(2) 農業及商業の租税負擔額比較

A 資金同一收益五百圓未満、收益壹百圓に對し

自作農 地租 十九圓七十七錢

小賣商 營業税 六圓五十錢

B 資金同一收益一千圓以上 收益壹百圓に對し

地主農 地租 十一圓

商業 六圓八十錢

（大正八年度調査、帝國農會）

備考 税制審査會の發表と大同小異なり

帝國憲法第二十條に日本臣民は「法律ノ定ムル處ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」とある、此は國家防備上に必要なる國民の義務で國家としては缺くべからざるものである、備縮小は國際聯盟に於ける叫びである、けれども表面に縮小を裝うて裏面に其の擴充に努めて居る現狀である、國權の獨立と發展とは軍備は基礎要件である

武裝的平和は現在に於ても又將來に於ても必要である於之強兵の必要がある、抑も明治五年徵兵令が發布せられて國民皆兵の制度となり、我が國の男子は國家の干城となる名譽を擔ふ事となつた、處が國民中最も精神も身體も健全強壯なる兵士を供給す

るのは都會であるか、地方であるかといふと、其は都會にあらずして地方であると言ふべきである、即ち強き兵士の供給所は農村であると言ふべきである、從來壯丁検査の結果が示す處によると都市の壯丁は身長は伸びて居るが體重が少く胸圍が狭い電信柱のやうな體格が多く、地方は之に反して胸圍大、體重多であるが身長は稍短いといふ有様である、元來體格の良否は筋骨強弱、胸圍狹廣の如何が根本的の標準となつて居るのであるが都會の壯丁には之の標準に適合せぬ者が多いのである、都會でも京都が比較的良好で東京之に亞ぎ大阪は最も不良であるのは或る暗示を吾人に與ふるものである、それから職業的にして比較して見ると農業者が第一、第二が工業者、第三が商業者といふ順序で、滿期退營に體重も増加し強健なる體格を維持する者は農業者である事を事實が證明して居る、壯丁の數に至つては人口も戸數も其の過半を占めて居る町村の方が遙に多いといふ事は推し考へられる事と思ふ、最近の壯丁數が六十一萬五千人其を戸數を標準として案分して見ると、全戸數を九百七十二萬とし、其の中農

家の戸數を五百四十七萬（大正六年未調）として計算して其の答を出すと三十四萬五千人となる、之を%にして見ると五十六%以上になる、斯の如く考へて見ると又町村は強兵の供給處であるといふ事は偽でないといふ事が出来る、人によると戦争は器械の戦争知識の戦争だといふが器械を利用活用するのは人である、しかも眞面目な強き人でなければならぬ、而して其供給處は町村であると言ふのである、即ち國家防備の中心は農村にありと言ふべきである。

次ぎは選舉である、爰には衆議院議員の選舉に就いて述べる、元來帝國議會の衆議院議員は憲法第三章第三十五條に於て選舉法により公選せられたる者を以て組織する事と規定せられて居る、此は臣民の參政權を認められたものである、偕此の選舉權を有する國民の多くは町村に在ることは勿論であるが第一回より第十四回迄の議員を各職業別に調査せられたものを合計して其の百分比を求めて見ると

職業

選出議員總數

百分比

順位

農業	一六四三人	一二〇強	(1)
無職	八八一人	六三弱	(2)
辯護士	五八五人	四二強	(3)
商業	三八九人	二七強	(4)
會社員	三六四人	二六	(5)
記者	一九四人	一三強	(6)
雜業	一七〇人	一二強	(7)
銀行員	一二九人	九強	(8)
官公吏	一一九人	九弱	(9)
醫藥業	八〇人	六弱	(10)
鑛業	六八人	五弱	(11)
工業	三六人	三弱	(12)

教師	三六人	三弱	(13)
地主	三三人	二強	(14)
漁業	二九人	二強	(15)
醸造業	二六人	二弱	(16)
著述業	二〇人	一強	(17)

右の如く衆議院議員に選出せらるゝ者も農業者が第一位を占めて居るといふ有様である

第三節 農業の生産は人力によつて人類生存に最も必要である財即ち食料を主として作り出すのである、而し其他商工業に缺くべからざる原料を供給して居る、即ち農業は原始的の生産をなすものである、由來國民の活動には物資の供給が裕であること必要とするのである。此が國運發展、富國の根本である、「農を以て國の本とす」といふ事は千古の眞理である、這回の世界大戰の迹に鑑みたらば如何に其の必要であ

るかを自ら會得するであらう此の意味に於て一個人、一家、一國の獨立發展は一に繋つて農業にありといふも過言でないのである。

我が國の耕作地は臺灣、朝鮮及樺太を除いて約五百七十萬町歩、全國面積の約一割五歩に當つて居る、而して米の作付反別は約三百萬町歩、其の産額約五千萬石、麥の作付反別が約一百八十萬町歩、其の産額が二千二百萬石、此等が我等の生命である、其の外養蠶より産出する繭が大正七年末内閣統計年鑑によると約六百八十萬石、其の價額が五億三千圓生糸が約三億九千萬圓、茶が一千一百萬圓(註)此の二種は海外貿易の主なるものである、以上の外にまだ種々の農産物があるから、之を合計して見ると約十五億になり我國産額全部の約十分の六に當る此の如く農業に由つて國家が如何に富力に於て力付けられて居るかを略窺ひ知り得べきである、其の外國債の應募者の多くは農村から出て居り、義捐金や寄附金を始め、株式會社等の出資者も農村と大なる關係があるのである、

繼體天皇之觀農詔

朕聞一夫不耕則天下或受其飢一婦不織則天下或受其寒是故帝王躬耕以勸農業
后妃親蠶以勸女功況在群僚百姓其可廢棄農績乎有司普告天下令知朕意

元年春三月

第四節 都會は文明を象徴する處である、文明の利器の集合處である、文明風の吹き荒む處である、従つて文明臭味を帯びたる人が雜鬧し動搖し喧噪を極めて居る都會は又流行の中心點であり發源地である、昨の是は今の非で、常に新奇を追ひつゝ、流轉して居る。

都會は又文明に禍せらるゝ、思想宣傳の根據地である、國民思想の紛亂、動搖、混亂の淵源は常に都會である。

都會の人は氣がさいて居る、抜目がない、敏捷である、けれども動もすれば皮相の見を持し浮薄に流れ輕跳に陥り冷靜を缺き正當なる判斷を誤る事が多い、而し進取發展

的である事を長處とする。

農村は之に反して保守退嬰的である、従つて質樸であり、遲鈍であり、流行後れであり、文明に縁が遠いのである、けれども、天地自然を對手として日夜孜々營々と活動して居る、冷靜なる態度、徹底したる觀察、情に厚く、義に正しく、所謂、忠實業に服し、惟信惟義、醇厚俗を成し以て樂園の如き共同生活を爲して居る、故に農村は國家萬般の調和處、調節處、精鍊處、一の節動輪であるといふべきである、此の點に於て假令文明に遠かり流行に後れ、時代の進運に伴はないといふ保守的の缺點、短處、は却つて一面、長處となつて來るので、都會の急進主義は、農村の漸進主義によつて都合好く調節せらるゝのである、大戰後に於て、國民思想の混亂、動搖を來して居る時にも、冷靜なる態度を持して居るのは農村である、實に農村は有形の物資ばかりでなく、無形の思想界、精神界に對しても、大なる力を有して居るのであると思はれるのである。

要するに農村と國家との關係は大要上述の如きもので、農村が如何に國富に國力に又國運の發展に基礎的地位にあるかといふ事を自覺し得べきである、實に偉大なるは農村であらねばならぬ。

第二章 町村經營研究の必要

既に前章に於て略説したやうに、農村は國家の基礎をなすもので、國家を脊負つて立つものは主として農村である、其の重大なる關係を有する農村の經營は、國家經營の基本であるといふべきである、故に農村經營に關する研究は最も肝要なるものと謂ふべきである、元來經營の語は、詩經の「膂力正剛經營四方」より出たものでハカリ、イトナムといふ意味である、農村の經營といへば、農村の進歩發展を如何に圖り、之を如何に實現して行くべきかといふ事を意味するのである、尙之を今少し具體的に表はして見ると、農村經營は其の町村の地位の向上を圖り、其の價値を増進し、其の本

領を發揮し、以て國力の發展、國運の進歩を促す處の基礎となり、根柢となさんとするのである、之を小にしては農村の經營であるが、之を大にしては即ち國家の經營であると考えべきである。

殊に諸君は、直ちに國家經營上に重大なる關係を有つべき、責任者で、諸君の雙肩には國家が擔はるべきものである、何となれば諸君は近き將來の町村長であり、町村會議員であり、其他町村當局者となり、公民となるべき人々であるからである、故に若し諸君にして、其の最も近き、自己の屬する町村經營に就き、何等の知識も抱負も、理解も有たないならば、實に我が國家の現在及將來は大いに悲觀しなければならぬといふべきである、神代より大理想を有する我が大日本帝國の前途は、日進月歩の世界の大勢中に居して、常に優先の地位におかれなければならぬ、其の重任は諸君に總べて繋るのである、而して内國運の發展は農村の發展に俟ち農村の發展は其の基礎を農村經營に置かなければならぬ、若し夫れ其の基礎を忘れて、唯國運の發展を望むならば、木に縁つて魚を求むるの愚に近いといふべく又空中樓閣を描き砂上に城を築かんとするが如きものであるといはなければならぬ、是町村經營研究か、諸君に取つて最も必要な所以であり、又國家に對して有要なる所以である、

二十以後西夫の一國に繋るを知り、三十以後天下に繋るを知り、四十以後五世界に繋るを知る、

佐久間象山燃油

第四章 町村民の自覺

町村の經營は、町村民が當然なすべきである、自治團體として殊に然るべきである、人を離れて經營は存在しないのである、即ち人にあるのである、故に農村民の自覺が必要となつて來るのである、自覺の存せぬ處には進歩も發展も無いのである。

古昔希臘デルハイの神殿に書かれた多くの金言があるが其の中で、最も衆人の注目を

得たものは「汝自らを知れ」といふのである、自らを知る、これが即ち自覺である、一個人でも一家でも一町村でも一國でもさうである、國民的自覺、町村民的自覺、家族的自覺、個人的自覺の下に興隆發展進歩がある、今やこの自覺といふ事が大いに注意せられて來て居るのは喜ばしき事である、我が國の前途は大いに多望なりといひつべしである。

其處で、爰には農村民の自覺といふ事を説くのであるが、然らば何を自覺すべきであるかといふと、其は農村民は須く先づ農村民としての自らを知り次いで農村を知るべきである、而して就中其の弱點、其の短處、其の缺點を知るべきである、是自覺の捷徑である故に以下之を略説することとする。

第一節 農業の國家に對する關係の重大なるに關せず、農村民は其の國家的地位に關する理解に乏しく唯因襲的に自ら卑うして、向上を圖らず、爲めに他の業に比して、發達進歩しない、から、社會的地位も餘り上らず、國民の過半數を有して居るに關

せず其の勢力の他に及ばないといふ情態であるのは遺憾千萬である、英傑ワシントン
は此の點に注目して、既に警醒の言を發してをる、即ち、農は人の職業中最も健全最も高貴なるもので、又最も有益なるものである」と如何にも至言といはなければならぬ、どうか此の意味をよく玩味してもらひたいものである、經濟界の一次的變動に狼狽したり悲觀したりして、下らない事に手を出したり、職業を轉じたりするやうな自信のない人々の存在する事は、眞に自己の業を愛し家を愛し町村を愛し國家を愛する者といふ事が出來ないのである、大いに反省を要する點である。

自覺を論ず

文學博士 露伴 幸 田 成 行

此の花にして此の色あれば此の香あり、此の念にして此の行あれば此の徳あり、念の行あり徳あるは猶花の色あり香あるが如し、徳は香なり、隨生俱發の性を有して特生獨發することなし、徳は即ち善行の影にして善念の響なり、善行は善念により、善念は無記心若くは惡心の醒悟轉化の發動によるは甚だ解し易き理なるが此の無記心の醒悟若くは惡心の轉化の樞機なるものは自覺にあらずして何ぞや、人間の善に遷り過を改むるの念慮の最も切實に奮起振起するは自己が如何なるものなるかを解し得たる時に過ぐるはなし、人間の最も尊ぶべき品性の樞機

すべからざる勢を以て發露するは眞正に自己の位置を自覺するに依る。

人誰か人の性なからん、人若し眞正に自己が人として天の下地の上月日照し神鬼鑑みる處に孑然として獨り立てるを自覺せば愴然として懺悔の暗涙に咽ばざるもの幾何かあらん、遂に乾坤の終始する處を思ひ明に人生の生滅する處を觀すれば顛辱榮枯の相利名食色の慾一切の我執は皆火上の塵日下の霜と消え去りて誰か人間の拙く處作の連鎖の醜くもめでたからぬ採して燃燈古佛(釋迦ノ佛果ニ至ラヌ)の初より彌勒出世(彌勒ハ釋迦ノ后ヲ補ヒシトイフ佛ノ名出世ハ其ノ二出ル)の曉にまで張り渡されたるが中の環子として自己の存在せるを認めざらん、此の時に當つて人たれか懺悔の血涙に盤古氏(太古ノ初ニ於テ)以來の積惡の垢を溜ぎ悲憤の心火にアダム、イヴ(猶々神話ニアル)以後の重疊せる過失の塵埃を焚きて思むべき連鎖の一環子たるべき地を脱し能ふべくんば世界を樂園の罪なき昔時に回し人間を光音天(佛語欲界ノ上ニ在ル四重)の麗しかりし初に返さんことを思はざる者あらんや。

蓋し偉大なる宗教も必ずこゝに發軔し高妙なる詩歌も多くこゝに接觸す、是豈人の自然の悠久に對する自己の位置の自覺のなす處ならずや、人もし眞正に自己が子として父の力強き保護の蔭母の心細かなる養育の下に人となるに至る迄一飯に三たび哺を吐かしめ一夜に七たびも寢を出でしめたる處の父母即ち詩にいほゆる「哀々劬勞」せる處の父母に對し如何の位置に立つべきかを自覺せば油然として孝に勇むの念の湧起するを禁ざる能はざるべし父母に對する自己の位置の自覺は孝たるを期せずして自ら孝たらしむ、又もし自己が國民として國家に對する自己の位置を自覺したる時は必ず自重自任の麗しき學動及び言論感情を有する處の人たるべきなり。

(自學自習青年新讀本)

人間の 本務

カネーギ

人のその國にあるや皆法律の保護を受く、我等が自己及びその家族の生活に必要な資財を得るは一に國家よりその起業萬般のことを保護せらるゝが爲のみ、即ち、我等は國家のその恩恵に對して、これに酬ゆるの道を講ぜざるべからず。汝の邦國をして汝がはじめて見たる時よりも良好なるものたらしめんことをつとむるは汝の至貴至高の志望なり、汝等は常にこれを忘るべからず、(實業の帝國中の一節……小池靖一譯)

○亦つ汝の町村として汝の初めて見たる時よりも良好なるものたらしめよ。

第二節 我が國の自治制はデモクラシイの日本化せられたもので、國利民福増進上理想的の制度で、之を自治民政と稱するのである、處が此の制が布かれて約三十年、然るに眞に其の見るべきもの、曉天の星の如きは甚残念な次第である、此は農民に自治の精神に基く自治制の本旨が徹底せられて居ないといふ事が因をなして居る、即ち其の局に當る公吏や議員を始め、其援助者たるべき町村民等が其の精神を忘れ否知らず唯其の形式に依つて上級官廳の命のまゝに働いて居つて、名は自治であつても、其の實は他治といふ有様で、如何にして町村を進歩發展せしむべきかといふ點に對し無

頓着であるといふ事に歸着するのである、如何なる最良の制度でも其は死物である。之を活物たらしむべく生命を吹き込むのは人であることを忘れてはならぬ、元來自治の精神といふものは何であるかといふと、「地方人民協同一致して、自ら地方公共の事に任じ誠心誠意其の團體の爲に力を致し其の向上發展を有意的、計畫的に圖り、之を實現せんと欲する至高至聖の精神なり」といふのである、諸君果して其の自覺を持つて居るか否や。

第三節 經濟的生活をなすのは人類の他の生物に見ない一特色である、實生活と經濟とは離るべからざるものである、管子曰倉廩實則知禮節衣食足則知榮辱といふ事は一面其を現はして居る、どんなにしても無い袖は振られぬのである。道德も政治も經濟を離れて説く事は出来ない農村不振の聲を聞くのは一は農民に此の經濟的思想の缺乏して居る事が累をなして居る、故に、農家の經濟不振、従つて町村財政不振は當然の現象である、であるから、此の點に注目する事は現在及將來の爲に大いに必要なる

事である、職業中經濟を閑却して居るのは農である、一年の收支計算の不明瞭漠然たるは驚くべきである、偉人二宮尊徳翁は大いに農村振興を此の點にありと力説して居る「入るを量りて出づるを制す」とは根本原理とすべき言である、吾人は諸君に對し一家の收支、其の内譯に對して損益決算を試み豫算決算を明確にする工夫をなすべく獎勵する次第である、一寸先は暗の夜では競争劇甚なる現代ではどうしても劣敗者たるを免れ難ないのである、經濟的獨立は個人としても國家としても亦必要なるものであることを思はなければならぬ。

第四節 町村に入つて、先づ人の目を惹くものは、神社、佛閣、學校、役場、病院等である、其等の如何を觀て其の村の優劣を卜し得べきである、宗教に對する信仰心教育に對する向上心、その他自治、衛生等に至る迄窺ひ知らるゝのである、人に相があると同様に町村にも相がある、この自然に表現する町相、村相の大部分は其の建築物である、其に田畑、道路、人家等が加味せられて來る人の目鼻口耳等の如きものであ

る、足一度其の町村に入ると自ら其を感ずるのである、興隆發展に向へる町村と、衰微頹廢に類せる町村とは、直覺せらるゝものである、處が近來、教育、衛生、自治の方面は漸進の機運に向ひつゝあるを認めるが、宗教心の日に月に衰へつゝあるは町村として忽諸に附すべからざる點である、由來農村は生産ばかりでなく、宗教の發源地である、神々しひ鎮守の杜や、山門高く、數重の塔の聳ゆる處は農村に於て始めて見らるゝ處である。

我が國に於て殊に然りである、畏くも、伊勢神宮を始め奉つて、出雲の大社其の他の神社を拜する時に或は紀伊の高野山、金剛峰寺山城の比叡山延曆寺を始め其の他の寺院に賽する時其を眞に悟り得べきである、諸君の町村に於ける神社佛閣と、其の宗教的信仰の如何を考察して適當の策を講ずべきである、安心立命、改過遷善、國民精神の陶冶は、其の根柢此處にある事を思ふべきである、開闢以來數千年、國運發展の機運にある我が日東帝國としては重大なる問題であるといはなければならぬ。

第五節 質實剛健素樸醇厚は農村の特色である、其の特色は都市に比べると左程でもないが農村氣質としては反省を要する、即ち勞働を忌避し華美を好み、輕浮に流れ、人情日に紙の如く薄らぎ行くのは果して文明の賜であらうか、都市に憧憬して郷關を去る者年と共に多く、淵明ではないが田園將に荒れんとすとの感じがする、或る論者は其の原因を町村當局者の罪に期して居る、其の言を借りて言へば「現在の町村當局者として所謂行政機關の主腦者たる者は、其の數に於て正に一萬二千人許りあるであらうが、吾等が町村長として敬意を表し得べき人は幾人あるであらうか。…中には其の職務と地位を惡用して筆にすべからざる不正の利を横領せんとする者もある、中には其の名を得るに満足して、何等事業の計畫もせず、振興の方法をも講せず、徒に其の椅子に戀々たるの徒もある、元來之等の人は選良なるべき等であり、選舉權の正しき行使を教ゆべき地位の人であるに、自ら運動屋を使喚して良民の投票を買収するの範を示す者もあるが故に其の地位を得て眞摯なる能はざるも亦無理からぬ譯である、吾

輩は町村當局の凡てが斯くあるものとは云はぬが、到處如斯風潮の實在する事は認めらるゝのであるから、私に慷慨の情に堪へぬのである」と論じ「尙夫も其筈、農村の多くは自治政の意義に通せぬのである、故に選舉のこと、事業のこと、何れも一に町村の有力者に雷同阿附するが故に今の有様であれば、有力者の一舉手一投足の影響は極めて大なるものがある、然るに其の有力者の多くは紛擾の製造者、黨争惹起の張本、農村美風の破壊者、勞働忌避の示範者、狡猾なる舉動の教示者としての有力者である、而して町村長と云つても之等の間から出る人が多いのであれば、其の資格は多言を要せずして蓋し明瞭なる譯である、吾輩は横井博士の如く、彼等を目して、油虫或は高等遊民とまで罵るの勇氣はないが、始末に困る者であるとの見解は同様である、夫れ人格者の農村に乏しきは、我國農村の通弊であるが、巧詐は拙誠に如かずの眞理丈けなりとも、農村當局者や有力者に認め度きものである、せめては一流と呼べる、人が當局者に就職を否まぬ位に仕度いものであるが尙逃げを張りつゝあるに察せば、よくも其の椅子の汚れたるものかなと思はざるを得ぬ次第である」言聊過激ではあるが他山の石とすべきであるけれども尙町村長や有力者ばかりでなく町村民其の人にも反省を要する點である、町村の先覺者の考一つで善惡如何様ともなし得る事も事實であるが町村民の考が又肝心である、殊に青年の覺悟が第一である、此の町村風紀の頽廢は勿論町村の興廢に至るまで青年の力で如何様ともなし得らるゝのである事を思はなければならぬ、

第五章 町村自治制度の意義

自治制度といふ事をよく人は言ふが、其の意義はどうかと聞いて見ると不明瞭で、唯人が言ふから眞似をするといふ曖昧な人々が多い、町村の經營は自治的である、其は自治制度に依るといふばかりでは何等意味がないのである、故に其の意義を明にして置く必要がある、元來自治制度といふ語は之を自治と制度との二つに分けて考へる

のが順序である、自治といふ事は官治に對する語で英語では Self-Government である、自己の事を自己が處理する、平たく言へば自分の事を自分が仕末するといふ意味である、漢字の意味も同様で自ら治めるといふ意味である、其から制度といふ字であるが、此は英語の Institution 又は System に當る語で、漢字で制は立法、規則、法律の意味で、君行^レ制とか又は制^ニ五刑^一禮記などは此の意味である、度は制と同じく規則、法則の意味で、度不可^レ改(左傳)は此の意味である、其の二字が合して制度といふ語をなしたので、其の意味はオキテ(掟)キメ(極)サダメ(定)ノリ(則)或は、法制法律、法則、法令、規則、規定、規約、規律といふ意味となつて來る、けれども此等は此處に言はんとする眞の意味ではない、全體自は勿論ミズカラ即ち自分の事であるが治は唯ヲサムでなく、國家を整頓する、政を布き民を統御するといふ譯で杜牧の策論にも上策莫^レ如^ニ自治^一といつて居る。が儒教の治國平天下の意である、即ち國家を背景として居るのである、制度にしても國の則、國家の法則、政治上の規定等の如く

此も國家といふものと離れて考へる事は出來ないのである、即ち國家機關の組織及狀態を意味するのである、自治制度、略して自治制、尙略して自治といふ事は、自分で自分を治める事ではあるが、而し町村の自治は自治制度より來て居るもので、其の自治制度を明示したものが町村制である、而して其町村制は國家が制定した法律である故に國家が政治を行ふ上に又換言すれば國民の福祉を増進し、國家の維持發展を圖る爲に、便宜上町村といふものを設けて國の政務を自ら行はしめるといふに外ならぬので、國家の世話にならぬといふ意味にも取れるのであるか、國法と關係があるから絶對的に國家の世話にならぬといふ譯ではない、要するに國法の範圍内に於て町村といふ團體が種々の機關を設けて自ら自己の事を處理して行くといふ意味である、而して自治の特色は、自己が機關を選擧し、其機關に依つて事務を處理して行くといふことである、又此を他の方面からいふと名譽職(俸給に依つて衣食せず、他に本業を有して居る)をして國家の行政に參與せしむるといふ事である、其の詳細は後で説明する

ことゝなつて居る、けれども今少し自治制度(町村)に就いて立入つて考へて見ると町村とは何ぞ、機關を選擧する公民とはどんなものかといふ事を研究せねばならぬ、故に聊か、此から研究して行くことゝする。

町村制第二條に「町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並從來法令又ハ慣例ニ依リ及將來法律勅令ニ依リ町村ニ屬スル事務ヲ處理ス」と規定せられて居る、最初は町村は法人とすとあるが此は何といふ譯かといふと、法律上、人を自然人と法人とに分けて居る、何れも權利義務の主體ではあるが、自然人は、互の如き一個人を指し、法人とは町村や銀行會社其の他財團の如き人類又は物件の集合體を國法が個人同様に視て權義の主體としたものである、故に町村は權利を有し義務を負擔する一の團體である、而して法令の範圍内に於て町村に屬する事務を自ら處理して行くのである、町村を自治團體といふのは此から出て來るのである、第三條には「町村制廢置分合又ハ境界變更ヲ爲サントスルハ府縣知事ハ關係アル市町村會ノ意見ヲ

徵シ府縣參事會ノ議決ヲ經、内務大臣ノ許可ヲ得テ之ヲ定ム所屬未定地ヲ町村區域ニ編入セントスルモ亦同シ、前項ノ場合ニ於テ財産アルモ其ノ處分ニ關シテハ前項ノ例ニ依ル、第一項ノ場合ニ於テ市ノ處置分合ヲ伴フハ市制第三條ノ規定ニ依ル」と規定して居る此は近來の如く地方の大發展的經營を爲さんがために町と村、村と村、或は市と町村等の併合問題即ち區域變更の盛になつた時代に於ては注意せねばならぬものである、若し此等について爭論が出来た場合には第四條に「町村ノ境界ニ關スル爭論ハ府縣參事會之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アル町村ハ町村ノ境界判明ナラサル場合ニ於テ前項ノ爭論ナキモ府縣知事ハ府縣參事會ノ決定ニ付スヘシ其ノ決定ニ不服アル町村ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得、第一項ノ裁定及前項ノ決定ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其ノ理由ヲ附シ之ヲ關係町村ニ交付スヘシ、第一項ノ裁定及第二項ノ裁定ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得」とある、而して第五條に「町村ノ名稱ヲ變更シ又ハ村ヲ町ト爲シ若ハ町ヲ村ト爲サントスルハ町村ハ内務大臣ノ許可ヲ受

クヘシ、町村役場ノ位置ヲ定メ又ハ之ヲ變更セントスルハ府縣知事ノ許可ヲ受クヘシ」と規定して居る。

町村は人類集合體の法人であるから、次には町村住民に就いて一應調べて置く必要がある、第六條に「町村内ニ住所ヲ有スル者ハ其ノ町村住民トス、町村住民ハ本法ニ從ヒ町村ノ財産及營造物ヲ共用スル權利ヲ有シ、町村ノ負擔ヲ分任スル義務ヲ負フ」と住民の權義を明かにし、第七條に於て「町村住民ニシテ左ノ要件ヲ具備スル者ハ町村公民トス但シ貧困ノ爲メ公費ノ救助ヲ受ケタル後二ケ年ヲ經サル者禁治産者準禁治産者及六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ハ此ノ限ニ非ラス□(1)帝國臣民タル男子ニシテ年齢二十五年以上ノ者□(2)獨立ノ生計ヲ營ム者□(3)二年以來其ノ町村住民タル者□(4)二年以來其ノ町村ノ直接町村税ヲ納ムル者」と公民たる資格條件を規定し、尙「町村ハ前項二年ノ制限ヲ特免スルコトヲ得、家督相續ニヨリ財産ヲ取得シタル者ニツイテハ其ノ財産ニ付被相續人ノ爲シタル納税ヲ以テ其ノ者ノ爲シタル納税ト見

做ス、町村公民ノ要件中其ノ年限ニ關スルモノハ市町村ノ廢置分合又ハ境界變更ノ爲中斷セラル、コトナシ、直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ町村公民ノ要件中納税ニ關スル規定ヲ適用セス」種々の場合に適應する特例を設けて公民たる資格に差のないやうにし、第八條に於て「町村公民ハ町村ノ選舉ニ參與シ町村ノ名譽職ニ選舉セラ、權利ヲ有シ町村ノ名譽職ヲ擔任スル義務ヲ負フ」「左ノ各號ノ一ニ該當セサル者ニシテ名譽職ノ當選ヲ辭シ又ハ其ノ職ヲ辭シ若ハ其ノ職務ヲ實際ニ執行セサルハ町村ハ一年以上四年以下其ノ町村公民權ヲ停止シ場合ニ依リ其ノ停止期間以内其ノ者ノ負擔スヘキ町村税ノ十分ノ一以上四分ノ一以下ヲ増課スルコトヲ得、(1)疾病ニ罹リ公務ニ堪ヘサル者、(2)業務ノ爲メ常ニ町村内ニ居ルコトヲ得サル者、(3)年齢六十年以上ノ者(4)官公職ノ爲町村ノ公務ヲ執ルコトヲ得サル者、(5)四年以上名譽職町村吏員、町會議員又ハ區會議員ノ職ニ任シ爾後同一ノ期間ヲ經過セサル者、(6)其ノ他町村會ノ議決ニ依リ正當ノ理由アリト認ムル者」前項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルハ府

縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」第二項ノ處分ハ其確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス第三項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得」と公民たる者の町村公共に對する權義を明かにして町村自治に關しては當然遵守すべきものである事を規定し、若し相當の理由なくして其の義務を果さない時には相當の制裁を加ふる事を許して居る、第九條「町村公民第七條第一項ニ掲ケタル要件ノ一ヲ缺キ又ハ同項但書ニ當ルニ至リタルキハ其ノ公民權ヲ失フ」

「町村公民租稅帶納處分中ハ其ノ公民權ヲ停止ス家資分散ハ破産ノ宣告ヲ受ケ其ノ確定シタルキヨリ後權ノ決定確定スルニ至ル迄又ハ六ヶ年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレタルキヨリ其ノ執行ヲ終リ若ハ其執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄亦同シ」

「陸海軍ノ現役ニ服スル者ハ町村ノ公務ニ參與スルコトヲ得ス其ノ他兵役ニ在ル者ニシテ戰時又ハ事變ニ際シ召集セラレタルキ亦同シ」此は町村公民の公民權を失ふ場合を掲げたものである。

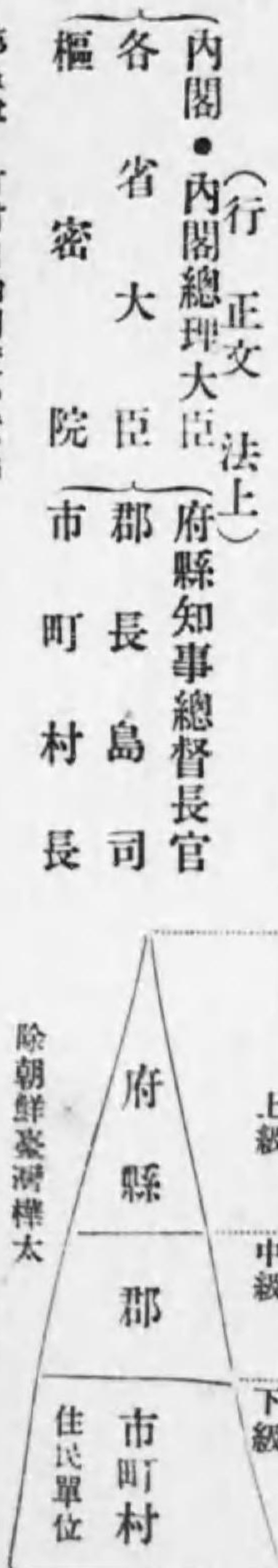
以上に於て大體町村及町村自治制度といふものはどんなものか、町村住民と公民との區別、町村公民に關する權義及公民權の喪失等に就きて了解せられた事と信ずる。

要するに自治制度とは國家主權監督の下に町村制といふ法律の範圍内に於て町村といふ自治團體の政務を、團體自ら(町村公民)の選舉したる機關に依つて、隨意に之を處理するといふ事に外ならぬのである。

◎参考

- (1) 國家行政機關 { 官廳 || 國家直接ノ行政 || 官治
- { 自治團體 || 國家行政權ノ間接作用 || 自治

- (イ) 官廳 || 中央官廳 || 地方官廳 || 種類及自治權能ノ範圍



(ロ)自治團體 普通自治團體 府縣郡市町村(一定土地區域内ニ於テ自治權ヲ有ス)
特設自治團體 水利組合耕地整理組合等ノ公共組合

第六章 自治制の沿革

自治制の最も早く開けたのは英國である、又憲法政治の早く開けたのも英國である故に英國は憲法に於て又自治制に於て世界の範たるものである、從て世界の各國は其を範として順次に立憲法治國となり、自治制を布くやうになつたものである、外國はさて置き我が國の自治制は明治廿一年四月に市町村制を同廿三年五月に府縣制、郡制を發布せられたのである、是が即ち自治に關する成文法である、元來此の制度の趣旨とする處は地方自治の原則を實施し地方共同の利益並に臣民の幸福を發達増進せしめ隣保團結の舊慣を存して益之を擴張し都市及町村の權義を保護するのが主眼點である、今最初の市町村制の大綱を掲げて見ると市制は七章百三十三ヶ條、町村制は八章百三

九ヶ條で成立して居る、第一章總則では市町村制施行の地域、住民權公民權の得喪、以上の權より生ずる權義を規定し且市町村に付與する自治權を示し、第二章に於ては市町村會の組織及選舉權被選舉權選舉等級選舉方法等より職務權限及處務規程を規定し、第三章には市町村の行政に關して市參事會市町村長助役委員區長等を第四章に於ては市町村有財産の管理、第五章には市町村内特別の財産を有する市區又市町村内各部の行政に關するもの、第六章(町村制)町村組合市制第六章町村制第七章に於ては市町村行政の監督を規定し第八章(町村制)は附則となつて居る、爾後明治四十四年に改正せられ又大正十年に於て一部改正せられ以て今日迄進んで來たものである、翻つて過去に遡り其發達の過程を考へて見ると、古代は血族團體が基礎をなして居る即ち共同の祖先を有する人類の一集團を一族とし、共同の父祖を有するものを一家とし一族は族長一家は家長が其の一家其の一族の内政を行ひ其團體の安寧秩序を維持し其の發展を計つたものである、此が自治の起原と見るべきものである、所が成務天皇の時自

然の地理に基き山河を界し仟佰を分ち國郡に長を立て縣邑に主を置き以て政治を行ひ次で三韓を介して支那法制に則り五十戸を一里、二里乃至二十里以下を合して郡とし郡の上に國を置き、國司郡司里長を設けて各長官とし、隣保接近せる五戸を以て一の組合とし外國家に對して一種の連帶責任を有せしめ内相互に扶持監督し以て國家の福利を増進せしめられた、此も一の自治制と見るべきものである、藤原氏の時代に權勢ある者が荒蕪を開き自ら之を所有する莊園といふものが出來、之に自主權を與へて其の自治に任じたけれども自治の見るべきものはなかつたのである、源平時代以後は爭亂が主となつて内政大いに弛んで來たが、徳川家康が天下を一統して、兵馬の權を握るに及んで、重要な地方は之を天領として其他を諸侯に分與して之を藩と稱し、各藩は諸侯に自主の政を布かしたためたのである、今徳川氏直轄地に於ける制度を見ると、重要な市街地には町奉行郡には代官を置いて町村行政の監督及司法稅務を司らしめ、警察事務其他重要な事件以外は町人中より選任した吏員に之を委任し、一町村の事

務は地主をして之を處理せしめたのである、古來より存續して居た五戸を以て一の組合とする五人組の制度は從來の如く大差なく之に組頭を置き諸般の事務を處理せしめ村落には庄屋を置き村行政を處理せしめたのである、此庄屋は世襲、一代、年番、公選等の種類がある、而して組頭は庄屋の補佐役となり庄屋と共に一村の取締租稅の徵收等國家の行政事務を取扱ひ且道路修繕橋梁堤防の修築等町村公共の事務を處理したものである、其外百姓代といふ、總百姓の代人といふものがあつて庄屋組頭等を監視したものである、處が明治維新となり廢藩置縣が行はるゝ様になつて、中央集權と地方行政の統一其の緒に着くやうになつた、其の時に於て庄屋名主組頭等は廢せられ、郡區町村は大小の區に劃せられ各區に區長副區長を置き其區内の事務を處理せしめた此が明治四年四月である、それから多少の改革があつたが同十一年府縣會規則が制定せられて府縣は自治團體たる性質を有する事となり、地方稅則が發布せられて地方稅の稱が出來又郡區町村編制法が規定せられて其行政區劃が明確になり、府縣には代議

機關を設けて財政の基礎を築き、地方の便宜に依つて町村會、區會を開設する事を許し、同十三年四月區町村會制が發布せられ地方議會の組織を見るに到つた、於之地方行政の基礎は略定つたのである、けれども國家の行政と自治行政とは明かな區別が立つて居なかつたのである、それから同十九年七月地方官制を改正して其の職責を明かにし、同廿一年市町村制を發布して成文法上市町村の自治權能を與へ市町村は純然たる自治團體たる事となり、同廿三年五月府縣制、郡制を以て府縣郡の自治權能を規定して地方自治行政の基礎は確立したのである、於之市町村は勿論府縣郡に至るまで其の自治權能の度は異つては居るが自治團體として自治行政を行ふ事となつたので於之自治制度は完成せられたのである、以上が自治制沿革の大要である、

参考 五人組制度(昔の町村自治として發達した制度中
の白眉で現今に於ても良參考である)

一、沿革 中古時代に發現し徳川氏に入りて寛政以後に整頓し、幕府の黄金時代其の頂點に達し維新以後廢せられた。

二、組織 隣保相接する地域内の五家を以て組織し、組合員は戸主、各家族は戸主の命に従ひ、組合法に服従する、故に各町村民何れも組合の一員である。

三、役員名 組頭、版頭、筆頭、入用方

選任公選、任命、家格世襲の三種

任務組頭、庄屋を輔けて通牒傳達、組合代表、組合内の裁判、組内の財産に關する件、賣買質入
貸借分散組合員品行監督、其組内一般の統御整理に關する件

入用方 金錢出納等に關する件

四、組合員の關係、親密を旨とし、相互に警戒して法度に背かざるやうにし、其他婚姻養子縁組遺言相續後見財産管理、耕作助力、賣買質入證書連印、請願出訴、租稅代納等共同生活の完成

五、法規、勸農法、租稅法、驛傳法、吏員法、警察法、宗教法、道德、節用法、民事法、刑事法訴訟法等司法行政に關するもの (以上)

吾人は、此の復活を望むものである、此の組織は彼の、ブロックシステムと稱する社會改良と類似したる點あり、即ち一區域内に於ける、不正不義者を指導し、忠告して社會有爲の人々たらしめる點に於て

第二編 本論

第一章 町村經營總說

町村經營の中心と見るべきものは種々あるが、本編に於て説かんとするものは、町村行政の方面と、町村經濟に關するものと、今一つは町村の教育に關する三つで之を町村經營の三大中心と見、各綱に互つて記述して見る、既に述べたやうに町村の經營は町村民自らの經營である、故に其の經營上必要なる事に關する概念を持たなければならぬ、然らざれば町村民としての任務を完全に盡すことが出来ない事となる。であるから町村の發展は基礎を此處に置かなければならぬ、而し便宜上三大別して説きはするが、何れも相互に密接の關係を有し所謂不即不離のものであるから少しは重複する點が無きにしてもあらずである、けれど其の主として論ずる必要ある處と副として説く處とは自ら區別して、甲で細論したものは乙では略説するに止めて置くと云ふ事にする、故

に彼此照合せられたい、

第二章 町村自治行政の機關

第一節、町村の行政は之を二方面に區別する事が出来る、即ち一は國家行政區劃に本づき、國家より委任せられた町村に關する事務を掌るもので(第七十七條)他は町村と云ふ自治體の自治行政を行ひ町村固有の事務を取るものである、故に前者は國家行政と直接の關係を有するから、此の意味に於て町村は郡や縣から直接或は間接に監督を受けなければならぬのである、後者は町村自身が自ら治めて行くといふ事で、之が所謂自治制による自治と云ふ事を意味する所以である、處が一般に上級官廳よりの事務取扱に没頭して、自治制に本づく自治行政を閑却して居るが如き觀あるは、現代町村に於ける一怪事としなければならぬ、其が即ち町村の進歩發達せず、従つて町村民の安寧と幸福とを眞に招來し得ない所以であると思ふ、以下説かんとするものはこの不振

なる町村の自治行政の方面に關係する事に屬するのである、

町村制を縊いて見れば、町村の自治行政の機關は行政機關と代議機關との二つで構成せられて居る、今之を活用する人といふ方面から考へて見ると一は町村長及其の他役場吏員、で他は町村會を組織して居る處の町村會議員である、主として此の二つが相互に一致協力して自治の精神を發揮する事に因つて町村の自治は完成せらるゝのである、以下其等の人々に就いて調べることにする、

一、町村長及町村長及助役町村自治の中心

町村長及助役の人員は町村長は一名、助役は一名乃至數名を置く事が出来る、其から町村長及助役は俸給を貰はないで其の職を務める即ち名譽職であり、其の任期は四ヶ年である、其は町村制の第六十條「町村ニ町村長一人助役一人ヲ置ク但シ町村條例ヲ以テ助役ノ定數ヲ増加スルコトヲ得」第六十一條「町村長及助役ハ名譽職トス」町村ハ町村條例ヲ以テ町村長又ハ助役ヲ有給トナスコトヲ得」第六十二條「町村長及助

役ノ任期ハ四年トス」とあるので明かである、而して其の町村長及助役はどういふ資格の者がどういふ手續で任に就くのであるかといふと、町村長は第六十三條「町村長ハ町村會ニ於テ之ヲ選舉ス」とあり助役は文字の示す通り町村長の助け役であるから町村長の自ら相談相手となすに足ると信する者を任用する必要があるから、第六十三條に「助役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村會之ヲ定ム町村長アラサルトキハ前項ノ例ニ依ル」と規定せられて居るのもわかる、それから其の選任せらるゝに必要な資格に就いては、矢張り前條に「名譽職町村長及名譽助役ハ其ノ町村公民中選舉權ヲ有スル者ニ限ル」又「有給町村長及有給助役ハ第七條第一項ノ規定ニ抱ラス在職間其ノ町村ノ公民トス」とある、之に就いて見ると有給者の方は該町村の公民でなくとも選任する事が出来ることとなつて居る、此は町村自治を重んじたもので町村の爲になる人あらば入れる事が出来るといふ事と今一つは若し町村に人物が有り過ぎて競走の弊害が起る憂があり或は人物拂底で他より之を仰がなければならぬといふやうな場合には他

より此を入るゝ事が出来るといふので當局としては適當の方法を講じて居るといふべきである、それから此の如く適當の町村長或は助役の選任が町村會を通過したならば次には、第六十四條「町村長ヲ選舉シ又ハ助役ヲ定メ若ハ選舉シタルキハ府縣知事ノ認可ヲ受クベシ」とあるから地方長官の認可がなければ就任が出来ないのである處が若し、府縣知事が認可しない場合があつたらどうするかといふと、同條第二項に「前項ノ場合ニ於テ府縣知事ノ不認可ニ對シ町村長又ハ町村會ニ於テ不服アルキハ内務大臣ニ具狀シテ認可ヲ請フコトヲ得」と其の活路を開き有給町村長及有給助役に對しては「有給町村長及有給助役ハ三月前ニ申立ツルキハ任意退職スルコトヲ得」といふ規定が設けてある、次に町村長や助役は町村經營上重大な任務を有つて居るものであるから法律は其等の人が名利の爲め町村に對し不公平不都合な所爲があつてはならぬから第六十五條に於て「町村長及助役ハ第十五條第十二項ニ掲ケタル職ヲ兼ヌルコトヲ得ス又其ノ町村ニ對シ請負ヲ爲シ及同一ノ行意ヲ爲ス者ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ

行意ヲ爲ス法人ノ無限責任社員取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者清算人若ハ支配人タルコトヲ得ス」又「町村長ト父子兄弟タル縁故アル者ハ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス」父子兄弟タル縁故アルモノハ同時ニ助役ノ職ニ在ルコトヲ得ス第十五條第五項ノ規定ハ此ノ場合ニ之ヲ準用ス」第六十六條「有給町村長及有給助役ハ郡長ノ許可ヲ受クルニ非ザレハ他ノ報償アル業務ニ従事スルコトヲ得ス」有給町村長及有給助役ハ會社ノ取締役監査役若ハ之ニ準スヘキ者清算人若ハ支配人其ノ他ノ事務員タルコトヲ得ス」と規定せられて居る、

以上に於て町村長及助役の選任、任期、等に關する大體を知り得たと思ふ、其處で次には其等の人の任務六ヶ敷いへば職務と權限は如何なるものであるかといふ事を研究することゝする、先づ町村長の任務は、町村に對しては、第七十二條「町村長ハ町村ヲ統轄シ町村ヲ代表ス」と其の根本を定め、次に同條第二項に「町村長ノ担任スル事務ノ概目左ノ如シ、一、町村會ノ議決ヲ經ヘキ事件ニ付其ノ議案ヲ發シ及其ノ議決ヲ

執行スル事、二、財産及營造物ヲ管理スル事、但シ特ニ之ガ管理者ヲ置キタルハ其ノ事務ヲ監督スル事、三、收入支出ヲ命令シ及會計ヲ監督スル事、四、證書及公文書類ヲ保管スル事、五、法令又ハ町村會ノ議決ニ依リ使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役税金ヲ賦課徴收スル事、六、其ノ他法令ニ依リ町村長ノ職權ニ屬スル事項」と其の町村長としての町村事務を舉げて居るそれから町村吏員に對しては第七十三條「町村長ハ町村吏員ヲ指揮監督シ之ニ對シ懲戒處分ヲ行フコトヲ得其ノ懲戒處分ハ譴責及五圓以下ノ過怠金トス」とあるから此に依つて町村長は町村吏員指揮監督の權を有し之を取締るといふ任務を有するのである故に町村吏員が不規律不眞面目従つて、執務は不正備しかも澁滯勝であるとしたならば、其は當然町村長の責任であるのである、次に町村會に對しては「第七十四條」町村會ノ議決又ハ選舉其ノ權限ヲ越エ又ハ法令若ハ會議規則ニ背クト認ムルハ町村長ハ其ノ意見ニ依リ又ハ監督官廳ノ指揮ニ依リ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付シ又ハ再選舉ヲ行ハシムヘシ其ノ執行ヲ要スルモノ

ニアリテハ之ヲ停止スヘシ」。「前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルキハ町村長ハ府縣參事會ノ裁決ヲ請フヘシ但シ特別ノ事由アルキハ再議ニ付セズシテ直ニ裁決ヲ請フコトヲ得」。「監督官廳ハ第一項ノ議決又ハ選舉ヲ取消スコトヲ得但シ裁決ノアリタルキハ此限ニ在ラス」。「前項ノ規定ニ依ル郡長ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得其ノ裁決、第二項ノ裁決又ハ前項ノ規定ニ依ル府縣知事ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得」。「町村會ノ議決公益ヲ害シ又ハ町村ノ收支ニ關シ不適當ナリト認ムルキハ町村長ハ其ノ意見ニヨリ理由ヲ示シテ之ヲ再議ニ付スヘシ其ノ執行ヲ要スルモノニ在リテハ之ヲ停止スヘシ」。「前項ノ場合ニ於テ町村會其ノ議決ヲ改メサルキハ町村長ハ郡長ノ處分ヲ請フヘシ」。「前項ノ處分ニ不服アル町村長又ハ町村會ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルキハ内務大臣ニ訴願スルコトヲ得」。「前項府縣參事會ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴願スルコトヲ得」。「第二項及第四項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提

起スルコトヲ得」第七十五條「町村會成立セサルキ又ハ第四十八條但書ノ場合ニ於テ仍會議ヲ開クコト能ハサルキハ町村長ハ郡長ニ具狀シテ指揮ヲ請ヒ町村會ノ議決スヘキ事件ヲ處置スルコトヲ得」。「町村會ニ於テ其ノ議決スヘキ事件ヲ議決セサルキハ前項ノ例ニ依ル」。「町村會ノ決定スヘキ事件ニ關シテハ前二項ノ例ニ依ル此ノ場合ニ於ケル町村長ノ處置ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得」。「前三項ノ規定ニ依ル處置ニ就イテハ次回ノ會議ニ之ヲ町村會ニ報告スヘシ」第七十六條「町村會ニ於テ議決又ハ決定スヘキ事件ニ關シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テ町村會成立セサルキ又ハ町村長ニ於テ之ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルキハ町村長ハ之ヲ專決シ次回ノ會議ニ於テ之ヲ町村會ニ報告スヘシ」。「前項ノ規定ニ依リ町村長ノ爲シタル處分ニ關シテハ各本條ノ規定ニ準シ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得」と町村會ノ正當にして適法なる行動をなさしむるやう之を監視し又は町村會議員が定數に満たない場合や町村會召集の時間なき急施の事件を生じたる時に於ける處置等につきて種々

規定し町村長をして充分町村自治の實を擧げ得る機權限を附與せられて居るから、此に依つて町村長は町村會に臨む事が出来る權限を有して居る其の外第七十八條に於て町村長は町村會の同意と郡長の許可を得て其の事務の一部を助役及區長に分掌せしめ又吏員に代理せしむる事が出来るやうになつて居るのである、以上に因て町村長の任務は大略了解せられた事と信ずるのである、次は助役である、助役の任務は、第七十九條に「助役ハ町村長ノ事務ヲ補助ス」「助役ハ町村長故障アルキハ之ヲ代理ス」但助役數人アルキハ豫メ町村長ノ定メタル順序ニ依リ之ヲ代理ス」とある如く助役は町村長の補助をなし又或場合は之に代はるべきものであるから助役の任務もなか／＼重大なもので助役の良否は實に町村の死活に影響するのである、故に英國では助役を自治の寶庫とまで稱して居る、上述の如く町村長及助役は町村の中心で、其の人物の如何が直ちに町村經營に及ぼして來るのである、即ち町村盛衰の根柢をなすものである、處が現今の町村長を觀察して見ると六種類ある、即ち第一種は第一流の人格者で

識見に於て德望に於て勢力に於て之に對抗するものなく従つて其の地位は大磐石確乎不動の人物實に町村の大黒柱である人、第二種は常に累進法に依て町村長満期の後を助役が襲ひ、前任の町村長は、町村會議員となるといふ順序を繰りかへして居ると云ふ情態で第一種の如く其の地位は確乎不動ではないが町村の事務や事情に精通した新進氣鋭の人物が町村長となり又老練な人が町村會議員となるから兩々相待つて町村の成績はよくなるのが多い、第三種は各區各字より平等に每期順次交代して選出し以て町村内の圓滿を計るといふ事を主眼として選出せらるゝもので大體に於て平凡を免れない、第四種は野心物を占めた者が名譽本能や利欲本能に驅られて多大の選舉運動費を投じて町村長の椅子を占めた者で人心の腐敗して居る町村に多いのが例である、第五種は輸入或は移入町村長といふもので、町村内に人物がなく又有つても承諾しない爲に或は野心家が多數で困る爲に止を得ず他より有給町村長を迎へたものである、

此は町村に取つて良果を收むる場合が多いのである、以上の第一種より第五種迄は主として選出の状況を標準としたものである處が第六種は其の活動に關係したもので之を甲乙の二差に於ける、甲は町村の進歩發達に關し大なる理想を有し抱負を懷き、相當の頭腦と手腕と人を統御色容する徳と量とを備へ、町村と同體なりとの熱と信念を有する人物で乙は反之平々凡々碌々たる人物で可もなく不可もなしならまだしも不可なるのが多く唯其の椅子如何にすれば永く占め得るかを考ふるやうな何等の考もないといふ人物である、諸君は以上の中何れが町村に取つて有利有益であるかを熟考批判して頂きたい、實に町村長は町村自治團體の主腦者中心者であると共に一方は國家が法律勅令を以て委任した事務を處理する行政機關で他は町村會で議決した事項を執行する自治機關である、しかも町村長は其町村の住民殊に公民である、知事や郡長の如き、轉任榮轉休職といふ風に内閣が丸解すれば動き、知事が交迭すれば轉ずるが如き薄弱なものでない、故に其の選任は公平無私公共的でなければならぬ、而して町村長

となつた者は能く其の任の重且大なるを自覺して銳意熱誠を以て勇往邁進すべきである、助役は町村長の輔佐である、故に其の人物に於ても手腕に於ても同等なるべきである殊に助役は才智と敏腕との人で萬事に抜目なく一は町村長を輔佐し一方では他の吏員を統御し或は外交にも當り、以て自治の圓滿なる發展を圖るべきである、町村長が亭主ならば助役は女房役であると言ふべきである、

二、収入役

次は収入役である、収入役の人員任期選任は、町村制第六十七條に、「町村ニ収入役一人ヲ置ク、但シ特別ノ事情アル町村ニ於テハ町村條例ヲ以テ副収入役一人ヲ置クコトヲ得」**「収入役及副収入役ハ有給吏員トシ其ノ任期ハ四年トス」**とあり、其の任用法は同條に**「収入役及副収入役ハ町村長ノ推薦ニ依リ町村令之ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」**とあるから、助役と同じである、それから選任せらるゝに適當なる資格も殆ど同じである又同條に**「町村長又ハ助役ト父子兄弟タル緣故アル者ハ収入役又副収入役**

ノ職ニ在ルコトヲ得ス收入役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ副收入役ノ職ニ在ルコトヲ得ズ」と血族關係の近い者は之を禁止して其の職務の公正を期して居る、又「特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ノ許可ヲ得テ町村長又ハ助役ヲシテ收入役ノ事務ヲ兼掌セシムルコトヲ得」と特例を開いて町村の便宜を計つて居る、其から任務であるが其は第八十條に規定せられてある「收入役ハ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務及第七十七條ノ事務ニ關スル國府縣其ノ他公共團體ノ出納其ノ他ノ會計事務ヲ掌ル但シ法令中別段ノ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラズ」これである、それから副收入役は同條に「副收入役ハ收入役ノ事務ヲ補助シ收入役故障アルトキハ之ヲ代理ス」とあるから補助と代理とが其の任務である、次に收入役に故障があつて差支へる時は「町村ハ收入役故障アルトキ之ヲ代理スベキ吏員ヲ定メ郡長ノ認可ヲ受クヘシ」但シ副收入役ヲ置キタル町村ハ此ノ限ニ在ラズ」と代理を許し又「町村長ハ郡長ノ許可ヲ得テ收入役ノ事務ノ一部ヲ副收入役ニ分掌セシムルコトヲ得但シ町村ノ出納其ノ他ノ會計事務ニ付テハ豫メ町

村會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス」と何れも町村事務の進捗を圖つて居る、其處で收入役は如何なる人物が適當であるかといふと所謂正直な人、堅い人、間違いのない人といふ人物でなければならぬ、然らざれば公金の費消問題がよく起つて來るのである、新聞紙上に汚名を流す收入役は以上の如き堅い人物でないからである、

以上町村長助役及收入役に就いて大要を研究したので此等の人々が町村自治の中堅である、人體では頭の部分に屬するのである、而し如何に頭腦がよくても手や足が利かなければ何にもならぬ、其處で町村の手となり足となつて活動する人物が必要である、此が町村の書記である、故に次には書記に就いて、其の任命、其の事務等を研究する、

三、町村書記

第七十一條「前數條ニ定ムル者ノ外町村ニ必要ノ有給吏員ヲ置キ町村長之ヲ任免ス」
「前項吏員ノ定數ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム」とあるので其の任免權は町村長に、其の人員の決定權は町村會に在るといふ事が明である、それから任務は第八十三條に

「第七十一條ノ吏員ハ町村長ノ命ヲ受ケ事務ニ従事ス」とあるから何事でも町村長の命ずる事務を取扱ふのが任務である、つまり書記は國家及町村の事務を整理し、其の進捗を計り以て國家の基礎たる町村自治を鞏固に且發展せしむる重任を帯びて居る者である、殊に書記は町村長及助役のやうに選舉法に依らないから、普通に在職期間は永いものである、従つて之を内にしては其の事務に精通し、之を外にしては事情に通曉し、地方問題の研究から、町村に關する諸調査報告を始め、法律命令の傳達通牒等凡てが、其の雙手に懸つて居るので、實に町村の寶、町村の生字引、町村の手足である、規定はないが使丁に於ても同様で、町村としては不可缺のものである、故に書記使丁の人選に當局者として大いに注意すべき點である、若し情實や權勢等の爲に左右せられて其の人を得なかつたならば、町村の損害は蓋し夥しいものである、要するに書記使丁は氣がきいて手豆足豆に、しかも正確敏速に働く底の人物である事を主要條件とする、町の進歩と退歩とは此等の活動家に俟たなければならぬ、又優良町村は其

の實在に依つて證明せられて居る、

四、區長及委員

以上は町村としては中央部に於て活動する中堅の人々であるが、此の中央部の活動、が町村の各部分にまで波及し徹底せしむる機關が必要である、其處で町村を區に分けて區長を置く必要がある、其の外種々の委員を置き町村自治の事務を掌らしむることゝなつて居る、即ち第六十八條「町村ハ處務便宜ノ爲區ヲ劃シ區長及其ノ代理者一人ヲ置クコトヲ得區長及其ノ代理者ハ名譽職トス町村會ニ於テ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス」第六十九條「町村ハ臨時又ハ常設ノ委員ヲ置クコトヲ得委員ハ名譽職トス、町村會ニ於テ町村會議員又ハ町村公民中選舉權ヲ有スル者ヨリ之ヲ選舉ス但シ委員長ハ町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル助役ヲ以テ之ニ充ツ、常設委員ノ組織ニ關シテハ町村條例ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得」と規定し其の任務に就いて

は第八十一條に「區長ハ町村長ノ命ヲ承ケ町村長ノ事務ニシテ區内ニ關スルモノヲ補助ス、區長代理者ハ區長ノ事務ヲ補助シ區長故障アルトキ之ヲ代理ス」とあるから區長は町村長の補助機關の一と認むべきである、それから委員に就いては第八十二條に「委員は町村長ノ指揮監督ヲ承ケ財産又ハ營造物ヲ管理シ其ノ他委託ヲ受ケタル町村ノ事務ヲ調査シ又ハ之ヲ處辨ス」と其の任務の大要を示して居る、此の如く町村行政の要路に當る人々は、上は町村長より下は區長委員に至るまで、其等に關係ある事を大體研究し終つたのである、其の外區長の下に組長、伍長等順次に各細部に亘るのであるが此等も町村自治の上には重大なる關係を有すること恰も人體の末梢神經や血管の毛細管の如きもので此等の活動に依つて中樞の腦髓も養はれ發育し活動し得るやうなものである、如何に町村長や助役がえらくとも其の他の吏員を始め區長委員組長伍長等の人々が充分活動しなかつたら町村自治は良果を得る事不能となるので、有機的の關係を有つものである、故に、何れも自治の精神を尊重し事務に對しては熱心、精

通、熟練の三條件を備ふる事が必要である、此に因ての自治が眞に完成せらるゝのである、既に述べた如く最良の制度は最良の人に由つて活用せられ運用せらるゝものであることを思はなければならぬ、其處で優良なる人材を當路に据ゑる事が必要となる、さうするには待遇の向上を圖らなければならぬ、從來の情況を見ると其の待遇が如何にも薄いといふ事を感じるのである、近來は待遇向上の聲が上は中央政府や帝國議會に下は地方官權初め民間にも高く叫ばれる、やうになつたのは一は町村事務の増加従つて勞力の激増となり一は社會生活の向上に伴うて其の必要を感じたからであると思ふ、過去に於ては名譽職は兎も角有給吏員は該町村の財産家が遊ぶよりもと考へて片手間に町村役場へ務めたものである、現在に於ても其が多いやうである、其處で事務も遊び半分といふ情態で朝は遅く八時出勤でも十時や十一時にノコノコと出掛け、歸へるのも定刻なく、休日も自らの都合次第といふ譯で自然と不規律不整頓不整理となり従つて町村事務溢滞の聲が高かつたのである、處が近來は町村當局も其處に着眼し反省

して事務簡捷、能率増進を計る爲、規律、整頓整理に努力するやうになり従つて人材といふ問題に觸れて來て遊び半分片手間的の人物は歓迎せぬこと、なり待遇問題を耳にするやうになつた、唯物質上のみならず町村長の優良なる者は府縣理事官に或は町村書記の優秀者は郡長に拔擢任用する迄に進んで來たのである、實に町村自治と人物とは密接なるもので官民共に其處に注目するやうになり又町村當局も之を自覺するやうに趨いて來たのは實に喜ぶべき現象と言はなければならぬ、其處で終りに待遇問題につき一つ調べて置きたいと思ふ。

五、町村吏員の待遇

町村制は町村吏員の給料及諸給與について規定して居る即ち。

第八十四條名譽職町村名譽職助役、町村會議員其ノ他ノ名譽職員ハ職務ノ爲要スル費用ノ辨償ヲ受クルコトヲ得

名譽職町村長、名譽職助役、區長區長代理者及委員ニハ費用辨償ノ外勤務ニ相當スル

報酬ヲ給スルコトヲ得、費用辨償額報酬額、及其ノ支給方法ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第八十五條有給町村長、有給助役其ノ他ノ有給吏員ノ給料額其ノ支給方法ハ町村會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第八十六條有給吏員ニハ町村條例ノ定ムル處ニ依リ退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ヲ給スルコトヲ得

第八十七條費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金又ハ遺族扶助料ノ給與ニ付關係者ニ於テ異議アルキハ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得前項ノ異議ハ之ヲ町村會ノ決定ニ付スヘシ關係者其ノ決定ニ不服アルキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第三項ノ裁決ニ不服アルキハ行政裁判處ニ出訴スルコトヲ得前項ノ裁決及決定ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條費用辨償、報酬、給料、旅費、退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料等ノ給與ハ町村ノ負擔トス

以上第八十四條より第八十八條迄の條文を讀んで見ると凡てが町村の負擔であり、其の支給額及支給法は町村會が之を決定する事となつて居る、それから名譽職員を始め有給吏員に對しては職務上要したる費用の辨償、勤務の報酬、俸給旅費から退隱料、退職給與金、死亡給與金、遺族扶助料等の諸給與及其に關する條例の制定につき規定せられてある故に之に依つて考へると其の待遇の良否は町村會の手中にありと言はなければならぬ、俗諺に一文惜みの百失いといふことがある、殊に因果的關係の深い町村に此の點に注意して吏員の待遇を高め以て町村自治の實績をあげんことに努めなければならぬ、町村制は一方に於て待遇を受くべき者の權利を認め、町村の待遇に對し不服なる場合は相當の手續を経て訴願し又訴訟する事が出来るやうにして居る、此等は相當の待遇を吏員に與へよといふ事に外ならぬと信ずるのである。

第二節、町村會——代議機關、

町村自治行政の機關は、町村役場（町村吏員）と町村會（町村會議員）との二である、前者は行政、後者は代議の機關である、抑明治元年三月十四日に示された國家の大方針である五ヶ條の御誓文中劈頭第一に於て「廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ」と仰せられた。

町村會は實に其の發現の一である、而し町村民全體を古代の如く集合せしめて、町村に關する重大事件を公論に決するといふことは現今の如き社會組織では不可能事である、於之選舉といふ方法が案出せられたのである、此の選舉には選舉せらるゝ者と選舉するものとの二がある、而して選舉せられた者に選舉した者の代表者となつて或る仕事をするのが義務である、之を町村に當て蔽めて考へて見ると町村會議員は町村民の選舉したものであつて眞に町村民の代表である、此の代表者が或組織の下に集合して町村經營の重要事件を公論に決する其の會を町村會といふのである、故に町村會は

町村經營の基礎であると云ひ得るのである、其の理由を此より研究するのである。

(1)、町村會の職務權限、

町村制第三十九條に「町村會ハ町村ニ關スル事件及法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル事件ヲ議決ス」第四十條「町村會ノ議決スヘキ事件ノ概目左ノ如シ」

- 一、町村條例及町村規則ヲ設ケ又ハ改廢スル事
- 二、町村費ヲ以テ支辨スヘキ事業ニ關スル事但シ第七十七條ノ事務及法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 三、歳入歳出豫算ヲ定ムル事
- 四、決算報告ヲ認定スル事
- 五、法令ニ定ムルモノヲ除クノ外使用料、手数料、加入金、町村税又ハ夫役現金ノ賦課徵收ニ關スル事
- 六、不動産ノ管理處分及取得ニ關スル事

七、基本財産及積立金等ノ設置管理及處分ニ關スル事

八、歳入出豫算ヲ以テ定ムルモノヲ除クノ外新ニ義務ノ負擔ヲ爲シ及權利ノ拋棄ヲ爲ス事

九、財産及營造物ノ管理方法ヲ定ムル事但シ法律勅令ニ規定アルモノハ此ノ限ニ在ラス

一〇、町村吏員ノ身元保證ニ關スル事

二、町村ニ係ル訴願訴訟及和解ニ關スル事

第四十一條「町村會ハ法律勅令ニ依リ其ノ權限ニ屬スル選舉ヲ行フヘシ」第四十二條「町村會ハ町村ノ事務ニ關スル書類及計算書ヲ檢閲シ町村長ノ報告ヲ請求シテ事務ノ管理、議決ノ執行及出納ヲ檢査スルコトヲ得」町村會ハ議員中ヨリ委員ヲ選舉シ町村長又ハ其ノ指名シタル吏員立會ノ上實地ニ就キ前項町村會ノ權限ニ屬スル事件ヲ行ハシムルコトヲ得」第四十三條「町村會ハ公益ニ關スル事件ニツキ意見書ヲ町村長又ハ監

督官廳ニ提出スルコトヲ得」第四十四條「町村會ハ行政廳ノ諮問アルキハ意見ヲ答申スヘシ」「町村會ノ意見ヲ徴シテ處分ヲ爲スベキ場合ニ於テ町村會成立セス召集ニ應セス若ハ意見ヲ提出セス又ハ町村會ヲ召集スルコト能ハサルキハ尙該行政廳ハ其ノ意見ヲ保タスシテ直ニ處分ヲ爲スコトヲ得」とあるのは町村會の主なる任務である、如此町村會は町村の重大要件に關して權能を有つて居るものである、これ町村經營の基礎であるといふ所以である而し町村會の活動は其の會を組織する町村會議員に因るのである、故に議員の良否は即ち會の良否である、若し其の會に於ける審議が公平でなく、決議が不正當であつたならば、眞摯なる町村當局の計畫は根柢より破壊せられ、裏切られて、町村全般の利益と町村の進歩發展は阻害せられて、折角の機關も何等の効なきのみならず害毒を流す事となるのである、而して一般に其の禍根と認めらるゝものは各議員が町村といふ大局を忘却して恰も代議士が帝國といふ事を忘れて唯選出せられた方の人氣を顧慮して地方の事（お土産として）に殆ど全力を注ぐが如く自己の屬

する部落や區の事を重視する有様は丁度區や部落の議員の如くで町村會の議員とは見えない事である、其は議員が偏狹で固陋な精神に基くか、否らざれば政黨政派に捉はれて感情的となるに因るのである、此等は町村會議員としては實に不忠實不公平も甚しいと言はなければならぬ、反省すべき事と思ふ、故に次には職員に關する研究をする、

- (1)、町村會に關するもの

第四十五條、町村會ハ町村長ヲ以テ議長トス町村長故障アルキハ其ノ代理者議長ノ職務ヲ代理ス町村長及其ノ代理者共ニ故障アルキハ年長ノ議員議長ノ職務ヲ代理ス年齡同シキキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第四十六條、町村長及其ノ委員又ハ囑託ヲ受ケタル者ハ會議ニ列席シテ議事ニ參與スルコトヲ得但シ議決ニ加フルコトヲ得ス

前項ノ列席者發言ヲ求ムルキハ議長ハ直ニ之ヲ許スヘシ但之カ爲議員ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十七條、町村會ハ町村長之ヲ招集ス議員三分ノ一以上ノ請求アルキハ町村長ハ之ヲ招集スヘシ

町村長ハ必要アル場合ニ於テハ會期ヲ定メテ町村會ヲ招集スルコトヲ得
招集及會議ノ事件ハ開會日ヨリ少クモ三日前ニ之ヲ告知スヘシ但急施ヲ要スル場合ハ此ノ限ニアラス

町村會開會中急施ヲ要スル事件アルキハ町村長ハ直ニ之ヲ其ノ會議ニ付スルコトヲ得、三日前迄ニ告知ヲ爲シタル事件ニ付亦同シ
町村會ハ町村長之ヲ開閉ス

第四十八條、町村會ハ議員定數ノ半數以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス、但シ第五十條ノ除外ノ爲半數ニ滿サルキ、同一ノ事件ニ付招集再回ニ至ルモ仍半數ニ滿サルキ又ハ招集ニ應スルモ出席議員ヲ欠キ議長ニ於テ出席ヲ催告シ仍半數ニ滿サルキハ此ノ限ニ在ラス

第四十九條、町村會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルキハ議長ノ決スル處ニ依ル

第五十條、議長及議員ハ自己又ハ父母、祖父母、妻子孫、兄弟姊妹ノ一身上ニ關スル事件ニ付テハ其ノ議事ニ參與スルコトヲ得ス但シ町村會ノ同意ヲ得タルキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第五十一條、法律勅令ニ依リ町村會ニ於テ選舉ヲ行フキハ一人毎ニ無記名投票ヲ爲シ有効投票ノ過半數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス過半數ヲ得タル者ナキ時ハ最多數ヲ得タル者二人ヲ取り之ニ就キ決選投票ヲ爲サシム、其ノ二人ヲ取ルニ當リ同數者アルキハ年長者ヲ取り年齡同シキキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム此ノ決選投票ニ於テハ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス同數ナルキハ年長者ヲ取り年齡同シキキハ議長抽籤シテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テハ第二十三條及第二十五條ノ規定ヲ準用シ投票ノ効力ニ關シ異議

アルキハ町村會之ヲ決定ス

第一項ノ選舉ニ付テハ町村會ノ議決ヲ以テ指名推選又ハ連名投票ノ法ヲ用フルコトヲ得其ノ連名投票ノ法ヲ用フル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依ル

連名投票ノ法ヲ用フル場合ニ於テ其ノ投票ニシテ第二十五條第一號第六號及第七號ニ該當スルモノ並ニ其ノ記載ノ人員選舉スヘキ定數ニ過キタルモノハ之ヲ無効トシ同條第二號第四號及第五號ニ該當スルモノハ其ノ部分ノミ無効トス

第五十二條、町村會ノ會議ハ公開ス但シ左ノ場合ハ此ノ限リニ在ラス

一、議長ノ意見ヲ以テ傍聽ヲ禁止シタルキ

二、議員二人以上ノ發議ニ依リ傍聽禁止ヲ可決シタルトキ

前項議員ノ發議ハ討論ヲ用ヒス其ノ可否ヲ可決スヘシ

第五十三條、議長ハ會議ヲ總理シ會議ノ順序ヲ定メ其ノ日ノ會議ヲ開閉シ議場ノ秩序ヲ保持ス

議員定數ノ半數以上ヨリ請求アルキハ議長ハ其ノ日ノ開議ヲ開クコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ議長仍會議ヲ開カサルキハ第四十五條ノ例ニ依ル

前項ノ請求ニ依リ會議ヲ開キタルキ又ハ議員中異議アルキハ議長ハ會議ノ議決ニヨルニ非サレハ其ノ日ノ會議ヲ閉チ又ハ中止スルコトヲ得ス

第五十四條、議員ハ選舉人ノ指示又ハ委囑ヲ受クヘカラス、議員ハ會議中無禮ノ語ヲ用ヒ又ハ他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第五十五條、會議中本法又ハ會議規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ス議員アルキハ議長ハ之ヲ制止シ又ハ發言ヲ取り消サシメ命ニ從ハサルキハ當日ノ會議ヲ終ル迄發言ヲ禁止シ又ハ議場外ニ退去セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

議場騷擾ニシテ整理シ難キキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第五十六條、傍聽人公然可否ヲ表シ又ハ喧騒ニ涉リ其ノ他會議ノ妨害ヲ爲スキハ議長

ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルキハ之ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

傍聽席騷擾ナルキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシメ必要アル場合ニ於テハ警察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得

第五十七條、町村會ニ書記ヲ置キ議長ニ隸屬シテ庶務ヲ處理セシム、書記ハ議長之ヲ任免ス

第五十八條、議長ハ書記ヲシテ會議錄ヲ調製シ會議ノ顛末及出席議員ノ氏名ヲ記載セシムヘシ

會議錄ハ議長及議員二人以上之ニ署名スルコトヲ要ス其ノ議員ハ町村會ニ於テ之ヲ定ムヘシ

第五十九條、町村會ハ會議規則傍聽人規則ヲ設クヘシ會議規則ニハ本法及會議規則ニ違反シタル議員ニ對シ町村會ノ議決ニ依リ三日以内出席ヲ停止シ又ハ二回以下ノ過

怠金ヲ科スル規定ヲ設クルコトヲ得

(2)、町村會議員の選舉に關する研究

一、町村會議員の選舉は誰がするか

議員を選舉する事が出来る事を選舉權を有つて居ると言ふのである、然らば其の選舉權を有する者はどんな者かといふと、町村制第十二條に「町村公民ハ總テ選舉權ヲ有ス但シ公民權停止中ノ者又ハ第九條第三項ノ場合ニ當ル者ハ此ノ限ニ在ラス」「法人ニ關ジテモ亦前項ノ例ニ依ル」「直接町村税ヲ賦課セサル町村ニ於テハ其ノ町村内ニ於テ納ムル直接國稅額ニ依リ前二項ノ規定ヲ通用ス」とある、是が選舉權を行ふ者を規定したるものである、町村公民たる資格は、町村制第七條に於て明かに之を示して居る、故に同條を參照したならばよい、其から本體としては選舉人には等級を置かないのであるが若し其の必要ありとするならば。

第十三條「町村ハ町村條例ヲ以テ選舉人ヲ分チテ二級ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ

ハ市制ノ例ニ依ル」と級別と爲すことを許容して居る。

參考、市制第十五條選舉人ハ分チテ二級トス選舉人中選舉人ノ總數ヲ以テ選舉人ノ納ムル直接市稅總額ヲ除シ其ノ平均額以上ヲ納ムル者ヲ一級トシ其ノ他ヲ二級トス云々。

二、町村會議員は何人選舉するか

町村會議の定數は町村の人口に依つて差がある、第十一條に「町村會議員ハ其ノ被選舉權アル者ニ就キ選舉人之ヲ選舉ス、議員ノ定數左ノ如シ」

- 一、人口千五百未滿ノ町村 八人
- 二、人口千五百以上五千未滿ノ町村 十二人
- 三、人口五千以上一萬未滿ノ町村 十八人
- 四、人口一萬以上二萬未滿ノ町村 二十四人
- 五、人口二萬以上ノ町村 三十人

「議員ノ定數ハ町村條例ヲ以テ特ニ之ヲ増減スルコトヲ得」 「議員ノ定數ハ總選舉ヲ

行フ場合ニ非サレハ之ヲ増減セス但シクハ人口ノ増減アリタル場合ニ於テ内務大臣ノ許可ヲ得タルハ此ノ限リニ在ラス」とあるので明かである。

三、町村會議員に選舉せらるゝ者の資格

第十五條「選舉權ヲ有スル町村公民ハ被選舉權ヲ有ス左ニ掲クル者ハ被選舉權ヲ有セス其ノ之ヲ罷メタル後一月ヲ經過セサル者亦同シ」

- 一、所屬府縣郡ノ官吏及有給吏員
- 二、其の町村ノ有給吏員
- 三、檢事警察官吏及收稅官吏
- 四、神官神職僧侶其ノ他宗教師
- 五、小學校教員

町村ニ對シ請負ヲ爲ス者及其ノ支配人又ハ主トシテ同一ノ行爲ヲ爲ス法人ノ無限責任社員役員及支配人ハ被選舉權ヲ有セス

前項ノ役員トハ取締役監査役及之ニ準スヘキ者並ニ清算人ヲ謂フ
父子兄弟タル縁故アル者ハ同時ニ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス其ノ同時ニ選舉
セラレタルトキハ得票ノ數ニ依リ其ノ多キ者一人ヲ當選者トシ同數ナルトキハ年長
者ヲ當選者トシ年齡同ジキトキハ町村長抽籤シテ當選者ヲ定ム其ノ時ヲ異ニシテ選
舉セラレタルトキハ後ニ選舉セラレタル者議員タルコトヲ得ス
議員ト爲リタル後前項ノ縁故ヲ生シタル場合ニ於テハ年長者其ノ職ヲ失フ年齡同シ
キトキハ町村長抽籤シテ失職者ヲ定ム

町村長又ハ助役ト父子兄弟タル縁故アル者ハ町村會議員ノ職ニ在ルコトヲ得ス
とある、之に由つて之を見ると大體選舉權ある町村公民ならば差支へないのであるが、
其を制限する場合が種々生じて来る、故に其の制限外の有選舉權町村公民に限り選舉
せらるゝ資格がある事となつて居る、要は公平に町村自治の實績を擧げんが爲に外な
らぬのである。

四、町村會議員の任期及其他缺員及補缺

第十六條「町村會議員ハ名譽職トス」「議員ノ任期ハ四年トシ總選舉ノ日ヨリ之ヲ起
算ス」とあるから任期は四年で名譽職である、其から同條に「議員ノ定數ニ異同ヲ生
シタル爲辭任ヲ要スル者アルハ町村長抽籤シテ之ヲ定ム但シ缺員アルハ其ノ缺員
ヲ以テ之ニ充ツヘシ」又「議員ノ定數ニ異動ヲ生シタル爲新ニ選舉セラレタル議員ハ
總選舉ニ依リ選舉セラレタル議員ノ任期滿了ノ日迄在任ス」と議員に缺員を生じたる
場合迄顧慮せられて居る、尙第十七條を參考する必要があると思ふ。

五、町村會議員の選舉

(イ、町村長の取扱ふべき主なるもの

第十八條、町村長ハ選舉期日ノ前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニヨリ選舉人ノ資格ヲ
記載セル選舉人名簿ヲ調製スヘシ

町村長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ七日間毎日午前ヨリ午後四時迄町村役

場又ハ告示シタル場所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ關係者ニ於テ異議アルキハ縱覽期間内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ縱覽期間滿了後三日以内ニ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ七日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第四項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二項ノ決定及前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前二項ノ裁決ニ付テハ府縣知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

前四項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルキハ町村長ハ其ノ確定期日前ニ修正ヲ加フヘシ

選舉人名簿ハ選舉期日前三日ヲ以テ確定ス

確定名簿ハ第三條ノ處分アリタル場合ニ於テ府縣知事ノ指定スルモノヲ除ク外其ノ確定シタル日ヨリ一ケ年以内ニ於テ行フ選舉ニ之ヲ用フ但シ名簿確定後裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿ノ修正ヲ要スルキハ選舉ヲ終リタル後ニ於テ次ノ選舉期日前四日前迄ニ之ヲ修正スヘシ

選舉人名簿ヲ修正シタルキハ町村長ハ直ニ其ノ要領ヲ告示スヘシ

選舉分會（第一四條）ヲ設クルキハ町村長ハ確定名簿ニ依リ分會ノ區劃毎ニ名簿ノ抄本ヲ調製スヘシ

確定名簿ニ登録セラレサル者ハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ選舉人名簿ニ登録セラルヘキ確定裁決書又ハ判決書ヲ所持シ選舉ノ當日選舉會場ニ到ル者ハ此ノ限りニ在ラス

確定名簿ニ登録セラレタル者選舉權ヲ有セサルキハ選舉ニ參與スルコトヲ得ス但シ名簿ハ之ヲ修正スル限ニ在ラス

第二項乃至第五項ノ場合ニ於テ決定若ハ裁決確定シ又ハ判決アリタルニ依リ名簿無効トナリタルキハ更ニ名簿ヲ調製スヘシ其ノ名簿ノ調製、縦覽、修正、確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ郡長ノ定ムル所ニ依ル名簿ノ喪失シタルキ亦同シ選舉人名簿調製後ニ於テ選舉期日ヲ變更スルコトアルモ其ノ名簿ヲ用ヒ縦覽、修正確定及異議ノ決定ニ關スル期日、期限及期間ハ前選舉期日ニ依リ之ヲ算定ス

第十九條、町村長ハ選舉期日前少クモ七日間選舉會場投票ノ日時及選舉スヘキ議員數ヲ告示スヘシ選舉分會ヲ設クル場合ニ於テハ併セテ其ノ等級及區劃ヲ告示スヘシ選舉分會ノ選舉ハ本會ト同日時ニ之ヲ行フヘシ天災事變等ニ依リ選舉ヲ行フコト能ハサルニ至リタルキハ町村長ハ其ノ選舉ヲ終ラサル選舉會又ハ選舉分會ノミニ關シ更ニ選舉會場及投票ノ日時ヲ告示シ選舉ヲ行フヘシ

第二十條、町村長ハ選舉長トナリ選舉會ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス選舉分會ハ町村長ノ指名シタル吏員選舉分會長トナリ之ヲ開閉シ其ノ取締ニ任ス

町村長ハ選舉人中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ選任スヘシ但シ選舉分會ヲ設ケタルキハ各別ニ選舉立會人ヲ設クヘシ

選舉立會人ハ名譽職トス

第二十九條、當選者定マリタルトキハ町村長ハ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スヘシ

(後略)

第三十一條、選舉ヲ終リタルキハ町村長ハ直チニ選舉録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第二十九條第二項ノ期間ヲ經過シタルキ又ハ同條第四項ノ申立アリタルキハ町村長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ告示シ併セテ之ヲ郡長ニ報告スヘシ

第三十四條、當選無効ト確定シタルキハ町村長ハ直ニ第二十七條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ

選舉無効ト確定シタルキハ直ニ選舉ヲ行フヘシ

議員ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルモ其ノ不足ノ員數ニツキ更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第二十七條第一項但書ノ規定ヲ適用セズ

(ロ) 町村會議員ノ當選、辭職、失職等

第二十七條 町村會議員ノ選舉ハ有効投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ選舉スベキ議員數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル人員ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ得票アルコトヲ要ス前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ得票ノ數同シキモ八年長者ヲ取り年齡同シキモハ選舉長抽籤シテ之ヲ定ムベシ

第二十九條 (當選者定マリタルモ直ニ當選者ニ當選ノ旨ヲ告知スベシ)

當選者當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツベシ

第十五條 第二項ニ掲ケザル官吏ニシテ當選シタルモノハ處屬長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレハ之ニ應ズルコトヲ得ズ

前項ノ官吏ハ當選ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ニ應スヘキ旨ヲ町村長ニ申立テサルモ其ノ當選ヲ辭シタルモノト見做ス

第三十條、當選者當選ヲ辭シタルモ、死亡者ナルモ又ハ選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタルモ更ニ選舉ヲ行フヘシ但シ當選者第二十七條第二項ノ規定ノ適用又ハ準用ニ依リ當選者ト爲リタル者ナル場合ニ於テハ第十七條第二項ノ例ニ依ル

當選者選舉ニ關スル犯罪ニ依リ刑ニ處セラレ其ノ當選無効トナリタルモ其ノ前ニ其ノ者ニ關スル補缺選舉若ハ前項ノ選舉ノ告示ヲ爲シタル場合又ハ更ニ選舉ヲ行フコトナクシテ當選者ヲ定メタル場合ニ於テハ前項ノ規定ヲ適用セス

(ハ) 選舉に關する諸注意

第二十一條、選舉人ニ非サル者ハ選舉會場ニ入ルコトヲ得ス但シ選舉場ノ事務ニ従事スル者、選舉會場ヲ監視スル職權ヲ有スル者又ハ警察官吏ハ此ノ限ニ在ラス

選舉會場ニ於テ演說討論ヲ爲シ若ハ喧憂ニ涉リ又ハ投票ニ關シ協議若ハ勸誘ヲ爲シ其ノ他選舉會場ノ秩序ヲ紊ス者アルキハ選舉長又ハ分會長ハ之ヲ制止シ命ニ從ハサルキハ之ヲ選舉會場外ニ退出セシムヘシ

前項ノ規定ニ依リ退出セシメラレタル者ハ最後ニ至リ投票ヲ爲ス事ヲ得但シ選舉長又ハ分會長會場ノ秩序ヲ紊スノ虞無ト認ムル場合ニ於テ投票ヲ爲サシムルヲ妨ケス

第二十二條、選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ選舉人名簿又ハ其ノ抄本ノ對照ヲ經テ投票ヲ爲スヘシ投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス

投票用紙ハ町村長ノ定ムル處ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

選舉分會ニ於テ爲シタル投票ハ分會長少クモ一人ノ選舉立會人ト共ニ投票函ノ儘之ヲ本會ニ送致スヘシ

第二十五條、左ノ投票ハ之ヲ無効トス

- 一、成規ノ用紙ヲ用ヒサルモノ
- 二、現ニ町村會議員ノ職ニ在ル者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 三、一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 四、被選舉人ノ何人ナルカヲ確認シ難キモノ
- 五、被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 六、被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記入シタルモノ
- 但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 七、被選舉人ノ氏名ヲ自書セサルモノ

第二十八條、選舉長又ハ分會長ハ選舉錄ヲ調製シテ選舉又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選舉

又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉立合人二人以上ト共ニ之ニ署名スヘシ選舉分會長ハ投票函ト同時ニ選舉録ヲ本會ニ送致スヘシ

選舉録ハ投票選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ

第三十二條、選舉ノ規定ニ違反スルコトアルキハ選舉ノ結果ニ異同ヲ生スルノ虞アル場合ニ限リ其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス

第三十三條、選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第三十一條第二項ノ告示ノ日ヨリ七日以内ニ之ヲ町村長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ町村長ハ七日以内ニ於テ町村會ノ決定ニ付スヘシ町村會ハ其ノ送付ヲ受ケタル日ヨリ十四日以内ニ之ヲ決定スヘシ

前項ノ決定ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願スルコトヲ得
郡長ハ選舉又ハ當選ノ効力ニ關シ異議アル時府縣知事ノ指揮ヲ受ケ選舉ニ關シテハ

第三十一條第一項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ當選ニ關シテハ同條第二項ノ報告ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ處分スルコトヲ得

前項ノ處分アリタルキハ同一事件ニ付爲シタル異議ノ申立及町村會ノ決定ハ無効トス第三項ノ處分ニ不服アル者ハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決又ハ第二項若ハ第六項ノ裁決ニ不服アル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ決定及第二項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ町村長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二項第五項又ハ前項ノ裁決ニ付テハ府知事ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

町村會議員ハ選舉又ハ當選ニ關スル處分決定、若ハ裁決確定シ又ハ判決アル迄ハ會議ニ列席シ議事ニ參與スルノ權ヲ失ハス

第十七條、第三十條又ハ第三十四條第三項ノ選舉ハ之ニ關係アル選舉又ハ當選ニ關スル異議申立期間、異議ノ決定若ハ訴願ノ裁決確定セサル間又ハ訴訟ノ繫屬スル間之

ヲ行フコトヲ得ス

第三十七條、本法及本法ニ基キテ發スル勅令ニ依リ設置スル議會ノ議員ノ選舉ニ付テハ衆議院議員選舉ニ關スル罰則ヲ準用ス

(二)選舉ニ關スル其ノ他ノ件

第二十三條、第三十條若ハ第三十四條ノ選舉、増員選舉及補欠選舉ヲ同時ニ行フ場合ニ於テハ一ノ選舉ヲ以テ合併シテ之ヲ行フ

第二十六條、投票ノ拒否及効力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルキハ選舉長之ヲ決スヘシ

選舉分會ニ於ケル投票ノ拒否ハ其ノ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルキハ分會長之ヲ決スヘシ

第三十六條第十八條及第三十三條ノ場合ニ於テ府縣參事會ノ決定及裁決ハ府縣知事、郡長ノ處分ハ郡長町、村會ノ決定ハ町村長直ニ之ヲ告示スヘシ

第三十八條、特別ノ事情アル町村ニ於テハ郡長ハ府縣知事ノ許可ヲ得テ其ノ町村ヲシテ町村會ヲ設ケス選舉權ヲ有スル町村公民ノ組合ヲ以テ之ニ充テシムルコトヲ得
町村總會ニ關シテハ町村會ニ關スル規則ヲ準用ス

第三節、

以上町村會議員選舉に關する大要を町村制中「町村會ノ組織及選舉」に依り説述したのである、由來我が國民は立憲法治國の臣民でありながら未だ眞に立憲法治國民となつて居ない、甚しきは憲法の内容すら知らないものが多い位である、欽定憲法下賜以來既に三十余星霜、町村發布後歲月を閲すること又三十有余回然るに自治發展の遲鈍なるは驚くべき次第である、教育に關する勅語に「國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ」と仰せられて居るが爾後三十餘年を経過したる今日眞に法治國民として完全に近き法的生活をして居ないのは實に恐懼に堪へない次第である、元來我が國民は專制政治封建政治の所謂民をして知らしむべからず、民をして頼らしむべし主義に依つて唯義務のみを

負擔して權利を主張する事を許されて居ない、盲從性、服從性、何事もお上次第お役所次第で御無理御尤で馴されて來た國民で偏務的訓練の徹底した國民である、此が今に累をなして何事もお上の命令で動く即ち受動的に動くといふ獎が残存して居て居るのである、此が自治制の効果が擧らない一の原因で一の國民的惰性に外ならぬのである、一方國民に如此受動的の惰性が存在する上に、爲政者は此惰性の打破に努力せず、却つて官僚風を吹かして官尊民卑の因襲に捉はれて居り、教育又政治教育を度外視して居り其に國民の自覺、伴はないといふ情態であつた、處が輓近に至り國民の自覺、當局の覺醒、教育者の着眼の總べてが一致して國民の法治的向上を圖らんとする機運に向つて來て居るのは喜ぶべき現象である、殊に世界大戰後のデモクラシーの思潮我が國體化せるは此に對し一の熟慮と反省との動機を與へて眞の自治に到達せしめんとするやうになつて來たのである、於之眞に立憲法治國の國民となり得るのである、諸君は新進氣鋭の第二の町村繼承者である、諸君に依つて我國の將來は望を屬し得るので

ある、自重自愛自尊以て此點に向ひ突進せられん事を希ふ次第である、偕我が國には上に國會あり下に府縣郡市町村議會がある、而して其の議會を組織して居る議員は貴族院を除くの外は國民の當該有選舉權者の公選したる者である、是立憲國法が一般國民に與へた參政權即ち國政に參與せしむる一大恩典である、又是憲政の賜である、此の意味に於て上は國會議員より下府縣郡市町村會の議員に至るまで選舉權の行使によつて選出せらるゝのである、故に正當なる選舉權の行使は國民の一大公務である、處が從來の選舉の情態を見ると、選舉違犯者が到る處に續出して居る、是或る政治家の無道不逞の徒が無知或は眼前の利慾に迷ふ卑賤なる民を煽動し誘惑して選舉權の正當なる行使を誤らしむるに因るので彼等は政治を以て衣食の資料とし選舉權を以て一の商品同様に考へて居る不心得者である、是優良なる議員の輩出せざる所以である、而して近來は有選舉權者大いに自重して黄金光に眩惑せられず、利害交換問題に誘惑せられない様になりつゝある事を實證せらるゝのは國家の爲め大々の喜ぶべき現象と

言はなければならぬ、偕町村としても町村會が町村自治の一大中心である、町村會は町村經營執行の中心人物たる町村長を選擧し、町村經營の基礎たる豫算を審議議定し、條例規則を設定する等の重大なる件を取扱ふもので町村會は一の代議機關とは言へ其實は町村の盛衰を左右するものである、故に其の會の行動如何が町村の優劣と關聯して來るのである、而して町村會の良否は其を組織する議員の質に依り、其の質の良否は之を選出する有選舉權者の心得如何に因るのである、其處で正當なる選舉權の行使が必要なのである、即ち選舉は自治經營の基本であり、經營の出發點である、此を思ふと選舉權を有する者の投ずる一票が如何に尊くあるかを感せずんばあらずである、然るに菓子箱一つや、一枚の紙幣や山吹色に依り選舉權を賣り或は水利の關係に壓せられ或は權勢に強制せられ又或は他の利害にて誘惑せられ其の外親類縁故等の情實に驅られて其が意志を曲げ、本意ならぬ人物に投票するが如きは、自らを欺き、自らの屬する町村を賊ひ國家を毒し以て自ら不利益と不幸を招來する馬鹿の骨頂である、此

等の人間は眞に自治の如何なるを知らず且選舉の眞意を解せざる愚人と言ふべく又自治の仇敵、自治の惡魔といふべきである、不良町村には最も此の弊害が多いのである、若し夫れ其の町村の良否を窺はんとするならば、其の選舉の情況を視よと叫ぶべきである、要するに人物本位に於て貴重なる一票を投ずべきである、是眞に町村に對し忠實なる所以であると謂ふべきである、因果は廻る小車で、眼前の小利慾に依つて遠大なる利を失はぬやうに心すべきである、安物買ひの鼻もがし、慾の熊鷹また裂すの諺は選舉權行使上選舉人の注意すべき事である、畢竟自治の精神に基づくならば其の過誤に陥ぬ事と信するのである

以上研究した町村自治行政の機關は町村自治に關する主要機關で勿論此が自治の根元を爲すのであるが、尙後より説かんとするものは直接に或は間接に關係を有するものであることを忘れてはならぬ

參考 一（大正七年末内閣統計年鑑に依る）

町村長

名譽職、九千七百三十一人
有給、一千六百四十六人

助役

名譽職、八千四百二十三人
有給、三千百八十六人

收入役有給

一萬一千百九十八人
副收入役四七人

書記有給 三萬七千二百十七人

參考 二(内務省選舉に關する注意)

參考

選舉に關する注意として左に衆議院選舉法中第一章罰則を掲げ以て如何に國家が選舉の公正を圖らんとせるかを知らしむ

第八十六條、詐偽ノ方法ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル者又ハ第三十四條第二項

(投票管理者ハ投票ヲ爲サムトスル事選舉人ノ本人ナルヤ否ヲ確認スル能ハサルト

キハ其本人ナル旨ヲ宣言セシムヘシ其宣言ヲ爲ササル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得スノ場合ニ於テ虚偽ノ宣言ヲ爲シタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第八十七條、左ノ各號ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ

罰金ニ處ス

一、議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ金錢、物品、

手形其ノ他ノ財産上ノ利益又ハ公私ノ職務ノ供與、若ハ其供與ノ約束ヲ爲シ又

ハ其供與ノ申込ヲ爲シタルトキ

二、議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉運動者ニ對シ酒食、遊覽等其ノ方法及

名義ノ何タルヲ問ハス饗應接待若ハ其ノ饗應接待ノ約束ヲ爲シ又ハ其ノ饗應接

待ノ申込ヲ爲シタルトキ

三、議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ投票所ニ往復

スル爲ノ船車馬ノ類ノ供給旅費休泊料ノ類ノ代辨、若ハ其ノ供給代辨ノ約束ヲ

爲シ又ハ其ノ供給代辨ノ申込ヲ爲シタルトキ

四、議員候補者カ投票ヲ得ル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ選舉人若ハ選舉運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲナシタルトキ

五、議員候補者若ハ選舉運動者カ投票ヲ爲サシメサル目的ヲ以テ又ハ選舉運動者カ議員候補者ノ爲ニ投票ヲ爲サシムル目的ヲ以テ第一號乃至第三號ノ供與、饗應、接待、供給、代辨若ハ其ノ約束ヲ爲シ又ハ第一號乃至第三號ノ申込者ハ前號ノ誘導ヲ爲シタルトキ

六、議員候補者又ハ選舉運動者カ議員候補者ヲシテ議員候補者タルコトヲ止メシメ又ハ選舉運動者ヲシテ選舉運動ヲ止メシムル目的ヲ以テ其ノ者ニ對シ第一號ノ供與其ノ供與ノ約束若ハ其供與ノ申込ヲ爲シタルトキ又ハ其ノ者若ハ其ノ者ニ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附

其ノ他利害ノ關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトキ

七、投票ヲ爲シ若ハ爲ササルコト議員候補者タルコトヲ止メタルコト選舉運動ヲナシ若ハ止メタルコト又ハ其ノ周旋勸誘ヲ爲シタルコトノ報酬ト爲ス目的ヲ以テ議員候補者又ハ選舉運動者カ選舉人、議員候補者又ハ選舉運動者ニ對シ第一號ノ供與若ハ第二號ノ饗應接待其ノ供與若ハ饗應接待ノ約束又ハ其ノ供與若ハ饗應接待ノ申込ヲ爲シタルトキ

八、第一號乃至第三號ノ供與、饗應、接待、供給、代辨ヲ受ケ若ハ要求シ又ハ第一號乃至前三號ノ申込ヲ承諾シ若ハ第四號乃至第六號ノ誘導ニ應ジタルトキ
九、第一號乃至前號ニ掲クル行爲ニ關シ周旋又ハ勸誘ヲ爲シタルトキ
前項ノ場合ニ於テ收受シタル利益ハ之ヲ沒收ス其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハサルトキハ其價額ヲ追徵ス

第八十八條、選舉ニ關シ左ニ掲クル行爲ヲ爲シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以

下ノ罰金ニ處ス

- 一、選舉人、議員候補者又ハ選舉運動者ニ對シ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ之ヲ拐引シタルトキ
- 二、選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者ノ往來ノ便ヲ妨ケ又ハ詐爲ノ方法ヲ以テ投票若ハ選舉運動ノ妨ケヲ爲サシメ若ハ止メシメタルトキ
- 三、選舉人、議員候補者若ハ選舉運動者又ハ其ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他、利害ノ關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者又ハ選舉運動者ヲ威逼シタルトキ

第八十九條、選舉事務ニ關係アル官吏、吏員、立會人及監視者選舉人ノ投票シタル被選舉人ノ氏名ヲ表示シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス其表示シタル事實虛偽ナルトキ亦同シ

選舉ニ關シ官吏又ハ吏員故意ニ其ノ職務ノ執行ヲ怠リ又ハ職權ヲ濫用シテ選舉ノ自

由ヲ妨害シタルトキハ二年以下ノ禁錮ニ處ス

官吏又ハ吏員選舉人ニ對シ其ノ投票セムトシ又ハ投票シタル被選舉人ノ氏名ノ表示ヲ強要シタルトキハ三月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十條、投票所又ハ選舉會場ニ於テ正當ノ事由ナクシテ選舉人ノ投票ニ關涉シ又ハ被選舉人ノ氏名ヲ認知スルノ方法ヲ行ヒタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

法令ノ規定ニ依ラスシテ投票函ヲ開キ又ハ投票函中ノ投票ヲ取出シタル者ハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十一條、投票管理者、選舉長、立會人若ハ選舉監視者ニ暴行若ハ脅迫ヲ加ヘ又ハ選舉會場若ハ投票處ヲ騷擾シ又ハ投票、投票函、其ノ他關係書類ヲ抑留、毀壞、奪取シタル者ハ四年以下ノ禁錮ニ處ス

第九十二條、多數聚合シテ第八十八條第一號又ハ前條ノ罰ヲ犯シタル者ハ左ノ區別ニ

從テ處斷ス

- 一、首魁ハ一年以上七年以下ノ禁錮ニ處ス
- 二、他人ヲ指揮シ又ハ他人ニ率先シテ勢ヲ助ケタル者ハ六ヶ月以上五ヶ年以下ノ禁錮ニ處ス

三、附和隨行シタル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス第八十八條第一號又ハ前條ノ罪ヲ犯ス爲多衆聚合シ當該公務員ヨリ解散ノ命ヲ受クコト三回以上ニ及フモ仍解散セサルトキハ首魁ハ二年以下ノ禁錮ニ處シ其ノ他ノ者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

第九十三條、選舉ニ關シ銃砲、槍戟、刀劍、竹槍、棍棒其ノ他、人ヲ殺傷スルニ足ルヘキ物件ヲ携帶シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

警察官吏又ハ憲兵ハ必要ト認ムル場合ニ於テ前項ノ物件ヲ領置スルコトヲ得

第九十四條、前條記載ノ物件ヲ携帶シテ選舉會場若ハ投票所ニ入りタル者ハ三年以下

ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十五條、選舉ニ關シ氣勢ヲ張ルノ目的ヲ以テ多衆集合シ若ハ隊伍ヲ組ミテ往來シ又ハ煙火、篝火、松明ノ類ヲ用ヒ若ハ鐘鼓、法螺、喇叭ノ類ヲ鳴ラシ旗幟其ノ他ノ標章ヲ用フル等ノ所爲ヲ爲シ警察官吏ノ制止ヲ受クルモ仍其ノ命ニ從ハサル者ハ六ヶ月以下ノ禁錮又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十六條、演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス第八十七條第八十八條第九十條乃至前條ノ罪ヲ犯サシムル目的ヲ以テ人ヲ煽動シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金若ハ科料ニ處ス但シ新聞紙雜誌ニ在リテハ仍其ノ編輯人及實際編輯ニ相當シタル者ヲ罰ス

第九十七條、當選ヲ妨クルノ目的ヲ以テ演說又ハ新聞紙、雜誌、引札、張札其ノ他何等ノ方法ヲ以テスルニ拘ラス議員候補者ニ關シ虛偽ノ事項ヲ公ニシタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス新聞紙雜誌ニ在リテハ前條但書ノ例ニ依ル

第九十八條、選舉人ニ非サル者投票ヲ爲シタルトキハ一年以下ノ禁錮又ハ二百圓以下ノ罰金ニ處ス

氏名ヲ詐稱シ其ノ他詐僞ノ方法ヲ以テ投票ヲ爲シタル者又ハ投票ヲ僞造シ若ハ其數ヲ増減シタル者ハ二年以下ノ禁錮又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

選舉事務ニ關係アル官吏吏員立會人又ハ監視者前項ノ罪ヲ犯シタルキハ三年以下ノ禁錮又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

第九十九條、立會人正當ノ事故ナクシテ本法ニ定メタル義務ヲ缺クトキハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス

第一百條、第九十三條及第九十四條ノ罪ヲ犯シタル場合ニ於テハ其攜帶シタル物件ヲ沒收ス

第一百一條、當選人其選舉ニ關シ本章ニ掲クル罪ヲ犯シ刑ニ處セラレタルトキハ其ノ當選ヲ無効トス

第一百二條、本章ニ掲クル罪ヲ犯シタル者ニシテ罰金ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其ノ裁判確定ノ後五年間、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ在リテハ其裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ終ル迄又ハ刑ノ時効ニ因ル場合ヲ除ク外刑ノ執行ノ免除ヲ受クル迄ノ間及其ノ後五年間選舉權、及被選舉權ヲ有セス禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルモノニ付其ノ裁判確定ノ後刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ間亦同シ

前項ノ規定ハ第十一條第二號（六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者）ノ規定ニ該當スル者ニハ之ヲ適用セス

第一百三條、本法ニ依リ處罰スヘキ犯罪ハ六ヶ月ヲ以テ時効ニ罹ル

備考 (1) 禁錮トハ凡テ監獄ニ抱置スルモノヲ無期ト有期トノ三種トシ有期禁錮ハ二ヶ月以上十五年以下デアル

(2) 罰金ト科料トノ區別ハ科料ハ十錢以上二十圓以下罰金ハ二十圓以上デアル

(3) 沒收トハ犯罪行爲ヲ組成シタル物犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物、犯罪行爲ヨリ生ジ又ハ之ニ因リテ得タル物等ガ犯人ニ屬スル場合ニ科スル財産刑ノ一種ヲ要ハ之等ヲ取上ゲテ仕舞フコトデアル

(1) 阿片輸入罪ノ阿片、(2) 殺人用ニ供シタル銃劍等 (3) 盜罪詐欺罪ノ盜品詐取品貨幣僞造罪ノ僞造貨幣。

第二章 町村自治の事務

町村自治の事務とは、町村固有の事務で、之に因つて町村の進歩發達、町村民の幸福安寧を増進する所以である、而して其の事務を處理する場處は町村役場である、故に町村役場は町村の中心、町村の策源地である、然らば其の役場に於て如何なる事務を取扱つて居るかといふ事を知るのは、自身が、町村の當局者でなくとも、町村の公民とし又住民として必要な事で、町村民でありながら、役場に於て如何なる事務を取つて居るかを知らぬといふ事は自治團體の一員として如何にも迂濶迂遠であるといふ事は免れないと思ふ、しかも諸君は常に言ふ如く、第二の町村後繼者である、町村長となり吏員となり、議員となり區長となり將又公民として、要路に立つとも立たぬも、直接間接に町村の自治事務に關係交渉を有つ者である、故に町村民としては町村經營上、此等の大體に通じて居なければならぬ、之れ町村自治の事務につき研究する所以である、これ懸て國家の進運に貢献する所以である、以下其の大意につきて説明する。

(一) 法務Ⅱ町村の自主權

國家が法律を制定し且之を改廢する權能を有するが如く、町村にも亦町村に必要な條例や規則を作り得る權利が與へられて居る、之を町村の自主權といふのである、此の條例や規則は國民が國法に遵はざるべからざるが如く、町村民は之を遵奉せざるべからざるものである、町村制第十條に「町村ハ町村住民ノ權利義務又ハ町村ノ事務ニ關シ町村條例ヲ設クルコトヲ得」「町村ハ村ノ營造物ニ關シ町村條例ヲ以テ規定スルモノノ外、町村規則ヲ設クルコトヲ得」「町村條例及町村規則ハ一定ノ公告式ニ依リ之ヲ告ホスヘシ」とあるは即ち之である、之に依つて町村は民心の統一、民力の歸一を圖る事が出来るのである、又之に依つて町村は進歩發達する事が出来るのである、此の條例や規則は其の必要ある場合に之を設くる事が出来るもので、町村に基本金積立の必要あらば、基本金蓄積條例を設け、開墾の必要起らば開墾規定を制定するが如き

ものである、此等を稱して町村の法務といふのである。

(二) 財務—町村の財政事務

町村經濟と財務とは密接の關係を有するものである。

財務の良否が直ちに町村の經濟に影響して來るのである、其は其町村の實情を研究して見たならば其の眞なる事を悟り得るのである、元來町村の經營と財務とは一家の經營と一家の經濟との如きものである、一家に収入支出があり又資産がある如く町村にも其がある、町村制第八十九條に「收益ノ爲ニスル町村ノ財産ハ基本財産トシ之ヲ維持スヘシ」町村ハ特定ノ目的ノ爲特別ノ基本財産ヲ設ケ又ハ金穀等ヲ積立ツルコトヲ得」又第九十二條に「町村ハ其必要ナル費用及從來法令ニ依リ又ハ將來法律勅令ニ依リ町村ノ負擔ニ屬スル費用ヲ支辨スル義務ヲ負フ」町村ハ其ノ財産ヨリ生スル收入使用料(第九十三條)手数料(同上)過料(第九條第五十一條)過怠金(第七十三條)

其他法令ニ依リ町村ニ屬スル收入ヲ以テ前項ノ支出ニ充テ仍不足アルハ町村税及夫役現品ヲ賦課徴收スルコトヲ得」とある、前者は基本財産、後者は其等よりの收入を以て町村經營費を支辨すべく尙不足ある時は徵稅等の方法に依ることが出來るといふ事を示して居る、町村民が町村費を負擔することの輕重は民力の上に多大の影響を及ぼすものである殊に他の職業よりも負擔の重い農業とは多大の關係を有つのである、於之町村有財産の統一、町村基本財産(動産不動産を不論)の蓄積等の必要が大となつて來るのである、何れ後に説く町村經濟とも關係はあるが元來町村の財源は 一、町村有財産より生ずる收入 二、使用料手数料並過料過怠金制裁 三、町村税(第九十七條以下第一百一十條)及夫役現品(第五五條) 四、町村債(第一百十二條)の四であるが多くは三が其の主を占めて居る現狀である、故に基本財産の蓄積は町村民負擔の輕減を計る爲に緊要なるものといふべきである、其の方法としては一、國家よりの交付金、寄附金、町村民の積立金に屬する無償行爲に依る收入、二、過料金過怠金及決算剩餘

金の積立等の經費節減不時收入に依る收入、三、山林經營、耕地整理の爲生じたる増歩地よりの収益、舟橋梁の渡賃、雜草其他不用廢物品の賣却等より生ずる事業經營に關する收入の三が主なるものであると思ふ、處が此等の町村有財産は其の管理及處分が適當でなくば、財産を減少するのみならず却つて村治の妨害を來すものである、其處の管理の方法としては第一財産の保存である、其には土地及其定着物(家屋立木等)の入手、權利の消滅時効に關する注意等前者は有形の動産不動産後者は無形の財産である、第二は町村有財産の利用である、如何に財産を保存しても之を利用しなければ實の持腐である、故に之に依つて財産の減少防止と増殖を計るべく、田畑の耕作收穫、家屋等の使用料、權利の正常なる行使による元利の收入等をなすべきである、第三は町村有財産の改良である、改良は現状態を改めて價值の増進を計ること、家屋の改築、土地を肥沃ならしめる事より權利を更新する等である、處が管理するだけでも駄目である、其を適當に處分しなければならぬ、此は管理よりも困難である、何となれ

ば共有財産を處分する時は兎角紛擾を起すものである、其は自利我欲が出て來る爲である、故に當局としては、財産處分の場合を一定し各處分に關する周到完全詳細なる現定を作制し、豫告報告等の末に至るまで充分に之を規定して毫も異議を狭む余地なからしめ、町村民としては當局を信頼して其の意見に一任し共有共同の精神に基きて冷靜公平に其を承認すべきである。

其の他町村の歳入歳出を始め豫算決算(第百十三條より第百二十三條)等に至るまで町村の財務に屬するもので此事務の整理と案配とに對しては當局者も町村民も大いに注意すべきものである。

注意明治四十四年九月二十二日内務省令第十五號市町村財務規程參照

(三)學務 || 教育事務

世界大戰後教育に關しては各國互に競争的に其の施設經營に努力して居る我が國に於ても學制の改正、學校の増設等は其の表現である、其ばかりでなく進んで學校以外の教

育即ち社會教育にまで力を注いで中央に社會局、地方に社會課を設け各相當の人を置いて其の實現に努力して居る、町村としても學校教育「小學校補習學校等」ばかりでなく青年團男女を始め其他、社會教育の施設に、經營にまで力を致すべきである、此の兩者が行はれて眞の町村教育は發展するのである、其處で之に關する事務が澤山ある、學齡簿調製、入退學卒業に關する手入出席の督勵、貧困兒の救助、壯丁教育を始め青年團及社會教育に關する講演、講習、展覽、共進會視察、文庫、其他風紀の改善、生活の改造まで教育萬般の事に係つて學務にあるので、其の任の重き事財務に劣らないのである。

四、土木事務

交通と文化とは兄弟である、其處で治水修路の必要がある、交通に依つて通信も運輸も其の効果を現はすのが原則である、國家としても町村としても交通の便なる處は能く開け、否らざる處は世の進歩に後れて居る、之も殷鑑遠きにあらずで其の實例は自

らの町村と他町村とを比較して見ればよいと思ふ、交通は唯町村が開けるといふばかりでなく物の價を増加せしむるものである、道路が開けたり鐵道が敷かれた爲に物産の眞價が増した實例は多々ある、其他道路のよくなつた爲に時間は經濟的となり、車は破損が少くなり、下駄草履の微から、農産の運搬通學、耕作の便利迄數へ來らば實に大なるものである、其の外惡道路及河海の不便が自然に與ふる處の無形の精神的面迄數へ挙げたならば蓋し甚大なるものであると考へる、けれども其の經費の多額なる今日の小町村の經濟ではなかゝの負擔で所謂疲せ馬に荷が勝つのである、其處で未だ町村自治迄進んで居ないのである、町村視察の一要件は道路を視るべきである、其が又近道であると思ふ、其他河川橋梁、船運に至るまで其通りである、交通は人體の血管の如きものである、血管に故障多き人は不健全なるが如く、交通不便の町村は亦不健全である、優良なる町村には交通の不便は除却せられ、從て行つて見ても愉快の感を與へるのである、此の大切なる交通に本づく外に學校、病院の建築水面埋立及

使用等も含まれて居る。

(五) 衛生事務

健康は人生の寶、國家の礎である、身體は元手とは健康を土臺にしての話である、町村住民單位とする共同生活の團體である、故に其の住民の健康といふ事に注意するのは町村として當然の事である、元來衛生といふ事は人の健康を保全する爲に行ふもので、其の行ふ事務を衛生事務といふのである、我國は他の文明國と比較して國民の衛生状態は面白くないのである、即ち獨逸では臘の模型にて漸く教授して居るトラホームは我が國には澤山ある、壯丁検査とトラホームはつきものである、毎年回盛りの若物を數十萬奪ひ去る肺結核、其から農民病とニックネームを有する十二指腸虫を始め胃腸病、蛔虫、脚氣、リユーマチス、神經衰弱、ヒステリー、近視眼等擧げ來らば多々ある、而して此等が都會よりも比較的農村に多いといふのである、従つて死亡率も列國中日本が高く、殊に女子と小兒の死亡が多いといふ事は大いに考ふべき事である、それから

體格の低下は壯丁検査の成績に徴しても甲種合格が減少して丙種が多くなつて居るのである、而し農村より出て居る壯丁の方が都市のよりも成績がよく又小學校生徒の身體検査の成績が昨年當局發表の表を見ると稍向上して居るのはせめてもの慰安である、我國民の平均死亡年齢は三十一歳程である、由來我國民は潔癖性である、故に入浴を好むのである、而し一般の衛生思想は幼稚である、其證據には傳染病の蔓延猖獗は町村の特有とも稱せらるゝのでも明かである、且傳染病が侵入して來ると一町一村の損害は夥しいものである十年前の物價低廉な時代に於てすら患者一人につき平均私費百餘圓、其に公費約二十圓餘を要したのである、現在の如き物價騰貴の場合に於て町村及人民の負擔額は恐るべきものである、其處で國家は隔離病舎の設立、(明治二十八年四月内務省訓令第四號)傳染病豫防法(明治三十四年四月法律第三十六號、改正三八年)同上に關する清潔及消毒法(明治三十年五月内務省令第十三號改正三八年)等より其に關する補助規程迄設けて注意を拂つて居る、町村は又其に依つて實行して居

るのである、其外結核豫防、トラホーム豫防、から腸室扶斯、流行性感冒、花柳病等に至る迄、周到なる注意をして居る、而し如何に法令が完全であつても町村民が衛生に關する考が進まなければ猫に小判である、飲食物衛生（販賣人取締）住居衛生（定期清潔法）飲料水の検査等に至るまで當局は氣を付けるのである。社會の衛生思想を養成する爲には衛生講話、衛生展覽會等を行はねばならず又學校教育の方からも入らねばならず、實に町村の衛生事務は多端なりといふべきである、此等は町村として當局衛生事務の中に屬するものである。

(六)、兵事

町村には兵事會があり又在郷軍人會がある、此等は良民良兵主義實現上の一機關である、町村は良兵良民供給處である、従つて國家防備の中堅たるべきものである、町村は徴兵適齡者に關する事や、簡閱點呼、働員召集を始め入營出證者家族遺族の後援等より在郷軍人の訓練に至るまで種々の事務がある、其外軍隊行軍宿泊野營等の世話ま

で何れも兵事に屬するものである。

「浪風の靜なる日も船人は、かぢに心を許さざらん」の聖旨は此の事務に於て達し得らるゝのである。

(七)、宗務

町村には官國幣縣郷村無格等其の社格は異にするけれども神社がある、而して年々歳々大小の祭祀が行はれて居る、大祭日には知事郡長村長等が社格に應じて奉幣使を承つて參拜して國家の萬歳を祈つて居る、町村民亦參詣して居る其外一日十五日より子供の祝事、入學卒業を始め兵士の入退營出征凱旋等の諸奉告に至るまで神社と關係を有つて居る、勿論神社は宗教ではない、けれども宗教的要素は大いに存在するのである、此の神社の維持經營に關しては町村又其の責務を有するのである、此以外に神道化した所謂神道の教も澤山ある、家族制度と氏社とは我が國民信仰心の連鎖で離れ得ないものである、寺でもさうである、祖先禮拜と佛教、家族制度と佛教同じく取離し

て考へられないものである、實に寺と宮とは町村民信仰心の淵源である國民性發生の根源であり靈的生活の基礎である、學務と宗教とは互に關係して町村風教に大なる力を有するものであることを思はなければならぬ、此等に關する事務を宗務といふのである、信仰心なき町村民を有する町村は禍なるかなである。

神社數十一萬六千八百六十三社神職一萬四千七百三十二人（神社は大正六年末
神職ハ大正七年末）

參考

佛寺數七萬一千六百三十二寺住職僧侶五萬一千三百六十三人（以上何れも大正
六年末）

八、風教

人類が共同生活をして居ると其處に自ら習慣が出来風俗が生じて来る、是が其の共同生活して居る情態を表現して居る、醇厚俗を成すのも、輕薄紙の如く人情氷の如く冷かであるのも、其處の現れである、足一度町村に入れば自ら其を感じ得るのである、

此等は一朝一夕で出来たものでなく、所謂祖先の遺風である、故に當局は其の點に注目して、良風美俗の涵養に努力する所以である、自治體として近來、時代の趨勢に刺戟せられて、生活改造といつて居るのは此の良風美俗の養成を意味するのである、陽曆の勵行、時間の嚴守、勤儉力行貯蓄の獎勵、冠祇葬祭に關する惡契矯正を始め社會奉仕、共同一致、納税、上下諧和、隣保相助等舉げ來らば澤山あるが、此等は町村の事業として事務として重大なるものである、尙警察事務と連絡して賭博とか酒とか女とかいふ方面に關する取締をなし其の矯正を圖るべきである殊に近來風教上慨歎に堪へざるものは町村情弱の弊風である、農具の改良、耕種法の改善等に因て時間勞力の經濟となり従つて時間と勞力の餘裕が出来て來た、處が其が累をなして情弱の風を醸して來た、勿論他に世界大戰の影響を受けて米價の暴騰勞銀の激増等に由つて奢侈費澤となり、勞働を厭ふといふ風を生じたのでもある、何れにしても其の弊風は慥に認むることが出来る、然らば其は何かといふと、仕事の仕振が證明して居る、殊に其が

青年に多いやうである、即ち田圃に行くに他處へ遊びに行くやうな姿である、美しき衣服を着、裾を長く引きゴム草履や下駄ばきで、帽子を被り或は傘をさし、濃化粧で（女子）行く、其から仕事着を持つて行つて着替へてポツ／＼仕事にかゝる、米賣、肥料買に行くのにも、裾端折、草鞋ばきといふ活氣に充ちた勇しい姿は見えない、如何にも男女を通じて呑氣に構へ込んで居るのを通り懸りに實見するのである、換言すれば農業をするといふ覺悟と仕度とを認める事が出来ないのである、これを吾人は亡國風と稱するのである、此は生産上に影響する處甚大である、一般の注意と反省を要する點である。

九、勸業事務

勸業とは産業を盛ならしめる事で、其に關する仕事を勸業事務といふのである、此は財務とも關係があるのであるが少し異つた方面を有つものである由來町村の物質的發展は勸業と密接の關係を有するものである、即ち産業が發達して町村の収入が増加す

れば一家は固より一町一村の經濟は潤澤となり、従つて事業に要する經費の支出が充分となつて來て其の成績が擧がり、其が原因となつて産業も進むといふ因果的關係を有つのである、處が實際に於て町村費中此の勸業費は繼子扱にせられて居る傾きがあるのは一の不思議である、町村經濟を豊富にする事業費が輕少なるのは眞に其必要がないのであらうかを疑ふのである、俗諺に時かぬ種子は生へぬ多く蒔いて多く取る、の比喩の通りである、此理を辨へて町村經營をなすべきである、先町村としては農業が主であるから此方面の發達を圖るのが主眼でなければならぬ、其處で町村農會が起つて來る、農會は町村其の他の補助費に依つて事業を經營する、處が農會不信任、農會廢止の聲のぼつ／＼耳に這入るのは、どういふ譯であらうか、蓋し農會の制度や其の經濟的方面の問題も籠つて居るのではあらうか、が農會果して損農會であり懲農會であらうか、あらず當局者の熱と力が不足して居ると想はれるのである、今少し此處に計畫的努力をするならば、農村の不振や、農業の不利でふ亡國的叫びは出來ない

筈である、丁抹の如きは過去に於ては歐洲北部に僻在して居る貧弱なる小國であつたが、其が近年大なる發展をして富強なる國となつて來たのである、處で其の原因を調べて見ると其は一、農民の地位向上（農民は社會の下層民として社會は悲慘なる待遇を與へ）二、農業の發達を當局者が企圖實施し之に、三、農民の自覺が伴つて今日の如き大發展をしたのである、其の政策としては農業教育を盛ならしめたのも主なるものではあるが、農業知識の啓發と共に農事の改良といふ事が又主要なるものであつたのである、吾人は大いに彼に學ばなければならぬ、農事の改良といふと先づ原動力として農會及産業組合の設立經營より耕地整理、土地開墾、及改良、灌溉、排水事業、水旱防禦、農具の改良、種子の選定、肥料の配合及自給、肥料種子農具の共同購入産米改良、山林經營、副業の研究及獎勵、水産業の改良等凡て産業に關する事業は勸業事務として行はるゝのである、要する、勸業は町村民を富まし貧民の發生を豫防する積極的方面と見る事が出事るものである。

(二) 警備及救助

人生には地震、神鳴、火事親、父といつて恐るべきものが多い即ち盜難火災水害等天變地異に基く災難がある勿論おやぢは災難ではない其が住民に對して與へる精神的物質的の損害は多大なるものである、故に安寧と幸福を享受せしむる爲には出來得る限り人力を以て之を防止する手段方法を考究すべきである、其を爰には警備と稱するものである夜警、消防の組織と施設經營を始め、一般人民に可成的事を未然に防ぐべき注意を與ふるやう防火宣傳等をなすのは之である。

それから又其災害に罹つた人或は赤貧者、孤兒、鰥寡孤獨の慰安救助或は免因保護をなし以て社會の落伍者、失敗者、不幸者をして共同生活の意義に觸れしむる様計畫實行する事が必要である、其處で育英資金で罹災救助基金、凶荒豫備組合、軍人共濟會貧民施療處等の如きものを設ける必要がある。

又今回政府提出に係る職業紹介法案に依る職業紹介法の如きは一の救濟法と認むべき

ものである。

參考、職業紹介法抄

- 第一條、市町村長ハ命令ノ定ムル處ニ依リ職業紹介ニ關スル事務ヲ掌ル
- 第二條、市町村ハ職業紹介所ヲ設置スルコトヲ得
- 第三條、内務大臣ハ勅令ノ定ムル處ニ依リ市町村ヲシテ職業紹介處ノ設置ヲ命スルコトヲ得
- 第四條、市町村職業紹介所ヲ設置スルキハ市町村長之ヲ管理ス
- 第五條、略之
- 第六條、本法ニ依ル職業紹介所ノ職業紹介ハ之ヲ無料トシ何等ノ名義ヲ以テスルニ拘ラス報償トシテ手数料其ノ他ノ財物ヲ受クルコトヲ得ス
- 第七條、職業紹介處ノ事業ノ聯絡統一ヲ圖ル爲中央及ヒ地方職業紹介事務局ヲ設ケ内務大臣之ヲ監督ス(以下略之)

- 第八條職業紹介所ノ事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク内務大臣之ヲ監督ス(以下略之)
- 第九條、市町村ノ設置スル職業紹介所ニ關スル經費ハ市町村ノ負擔トス
- 第十條、國庫ハ勅令ノ定ムル處ニ依リ職業紹介所ニ關スル經費ノ支出ヲ爲ス市町村ニ對シ其ノ支出額ノ二分ノ一以内ヲ補助ス
- 第十一條、第十二條略之
- 第十三條、監督官廳ハ職業紹介ノ監督上必要ナル場合ニ於テハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ヲ徴シ及實地ニ就キ業務又ハ會計ヲ檢閲スルコトヲ得
- 第十四條、略之
- 第十五條、略之

附則

略之

參考災害(統計年鑑大正六年未調)

一、水害 被害市町村二千九百十六ヶ所

二、湖害 同前 二百四十九ヶ所

三、火災 一萬七千〇十二回損害約三千七百四十七萬圓

(二) 表彰、行賞

褒められて腹を立てる者はない、人に物を頼むにしても、又頼まれるにしても褒めて又褒められてはノーと言ひ難いものである、其が人情である、子供も著者も老人も、男も女も、弱者も強者も、賢者も愚人も比々然りである、悪く言へば飽に乗せるのである、褒状も勳章も皆其の發現である、此が又名譽心といふもの、満足であらう、孝子節婦、人命救助者、功勞者、品評展覽共進會等の入賞者、害虫驅除、白穂拔取等何事にても人の範たる諸善行、篤志等に對して之を賞し其の名譽を表彰する事は、全體の精神を緊張せしめ發奮せしむる良策であり又之を獎勵し善行を模倣せしむる良策である、例へば一家和合家運發展の家の戸主を表彰し木杯及黒木綿の町村紋章付の羽織を

與ふるが如き方法を探るが如き家族制の我國としてはよい方法と思ふ、其の着用者は集會宴會時に於ける名譽で席次も上席を與ふるといふのである、勿論嚴正なる調査の上町村は之を表彰するのである、濫賞は無賞に劣るといふ事に注意すべきである、直きを賞し善きを褒めるのは不正を正に惡を善に導く方法で、之が町村として又必要なる事である。

(三) 統計事務

凡て統計は偽なり、よし偽ならずと雖信ずるに足らずとよく人が言ふ、若し果して其が眞なりとすれば其の原因は何處にあるであらうか、其は町村にありと言はなければならぬ、何となれば府縣にしる國家にしる町村より提出したものを材料として統計を作製するからである、故に國家の統計不可信ならば府縣の統計も又町村の統計も不可信である、然らば多くの人手、多くの時間多くの經費を投出して不可信、無用の長物を作り出すは實に馬鹿の骨頂と言はなければならぬ、此の言は他處事でない、町村當

局の耻辱とすべき言であると思ふ、其は町村の統計は間に合せの作り事といふ意味に外ならぬ、實に赤面汗顔の至りといふべきである、先年の國勢調査は開國以來最も信ぜべき統計の範とすべきものと見るべきである、不可信統計を信じて考究計畫せしめらるゝ人々の仕事は失敗に近いのは當然と思ふ、故意ならずとしても不可信、間に合せの材料を提供する町村は大なる罪惡を犯して居るといふべきである、町村の事務を見る時に統計ものゝ多いといふ事は尙更其の感を深からしめる所以である、見よ人口戸數土地職業、生産物の種類及其額、土木工事、學事、學齡在學卒業、就學出席歩合、經費、青年男女人員、租稅、衛生、壯丁入退營、在郷軍人、經濟等舉げ來らば實に其の繁多なるに驚かるゝのである、統計的手腕と統計的知識と相俟つて統計事務の正確を期し得べきである。

(三) 町村是の調査 町村經營の基本

國家に國是があると同様に町村にも町村是が必要である、而して町村是は、町村の正確

な諸調査と統計に基いて立てらるべきものである、町村是は町村の内容を明かにする事に依つて有効なるものが出来るのである。

元來町村是調査の必要を唱道したのは前田正名氏である、氏は町村是確立について「夫れ國家は一家一町村の結合體にして、一家一町村の獨立は即ち國家の獨立を組織するものなり、果して然らば一家一町村をして時世に相當する力を有せしむるにあらざれば一國をして他國と對立駢峙して其獨立の體面を全うせしむる能はざるや亦た明かなり、町村は國家の基礎たると同時に、一國には必ず其の體面上確乎不動の國是方針を定立すべき要ある者は先其根柱たる町村郡是を定め、而して府縣是に及び、而して後國是自ら定るべき順序なる事を忘る可からず」實に然りといふべきである曩に内務省は郡市町村是調査につき下の如き材料を報告せしめた、一、各郡市町村の一ヶ年の富の産額、二、同生活に要する富の費消高、三、同生産及生活勞働に屬する富の消費高、四、郡市町村一ヶ年に節約し得べき額、五、同一ヶ年間通常貯蓄し得る富の額、

六、現在の基本財産、七、同上現に實行しつゝある方法、八、將來基本財産蓄積法、九、人口と富と生産との比例、けれども是では不充分である、どうしても町村是の調査には、(1)土地の面積及地價、耕作、(2)戸口の本籍、現在、職業、(3)財産の動産不動産、財産所有區別、生産的不生産的富の比較、財産等級、一戸當り建物の廣狹、(4)負債、(5)教育の義務教育、教育公費決算額、尋常より高等へ入る累年統計、學生、(6)衛生の傳染病患者及其經費、(7)公費の土地の負擔、住居の負擔、營業の負擔、所得稅及附加稅、税金滞納金額、(8)生産の農業、林業工業、副業、(9)商業、(10)勞力、(11)利息、(12)村外の土地、建物、(13)生活の生活費、(14)耕作費、(15)負擔の村の負擔、村民他町村民負擔別、(16)欠損の土地、負債利子、(17)收支の收支戸口當り、耕作收支、生活費一人當り、生活費に對する收支金額及其歩合(%)、(18)地理の位置、地質、氣候、交通、(19)職業の種類情況、(20)風俗習慣の一般、(21)經濟情態、(22)附録の農會、事業、(23)農家子弟教育情況、(24)部落協議費、大體以上の要目について調査する

のである、其よりして次の推定が出来るのである、(1)町村是調査の起由、(2)我町村の自營すべき本業如何、(3)村經濟の收入支出現在、(4)既往十年間經濟の餘裕、(5)不生産的財産は町村經濟を維持の實力なし、(6)將來我町村維持經營策如何、(7)風俗矯正、(8)勤儉貯蓄、(9)肥料共同購入、(10)小作人保護、(11)土地繰上排水、(12)青年子弟教育、(13)副業の改良、(14)將來に於ける町村の經濟成行等は町村を調査確立實施上必要なるものである、此を土臺として町村經營を計畫し進行して行くべきである、此は町村經營上なか／＼の大事業で大事務である、而し實際上之なき町村が多いのであることを遺憾とする、眞に町村を愛し其發展を望むならば之を行ふべきである。

(四) 其他の事務

以上一より三迄は町村自治事務としての要目を示したものである、けれども町村の發展は時勢に伴うて共に進むべきものであるから、他に種々の事業が自ら生じて來る従つて事務が出來て來る、例へば娛樂機關の經營(町村娛樂の改善と設備は必要)電氣

事業の經營と電燈電力の自給、諸種工場の經營或は誘致、銀行會社の設立、過剩勞力、資金の利用を始め過剩人員の移住或は出稼等を始めとして町村民に町村勢の周知、町村行事の主要暦、町村事務報告（參考參照）など種々其の町村として自然の必要に迫られて起つて來るものである、又起るべき筈である、然るに其日主義や事なかれ主義で、官廳の訓令や要求がなければ何事も出來ぬといふ様では、町村自治も名のみのである、現在其に類する町村が多數を占めて居るのは町村當局者は勿論町村民の覺醒すべき點である。

(五) 事務の整理

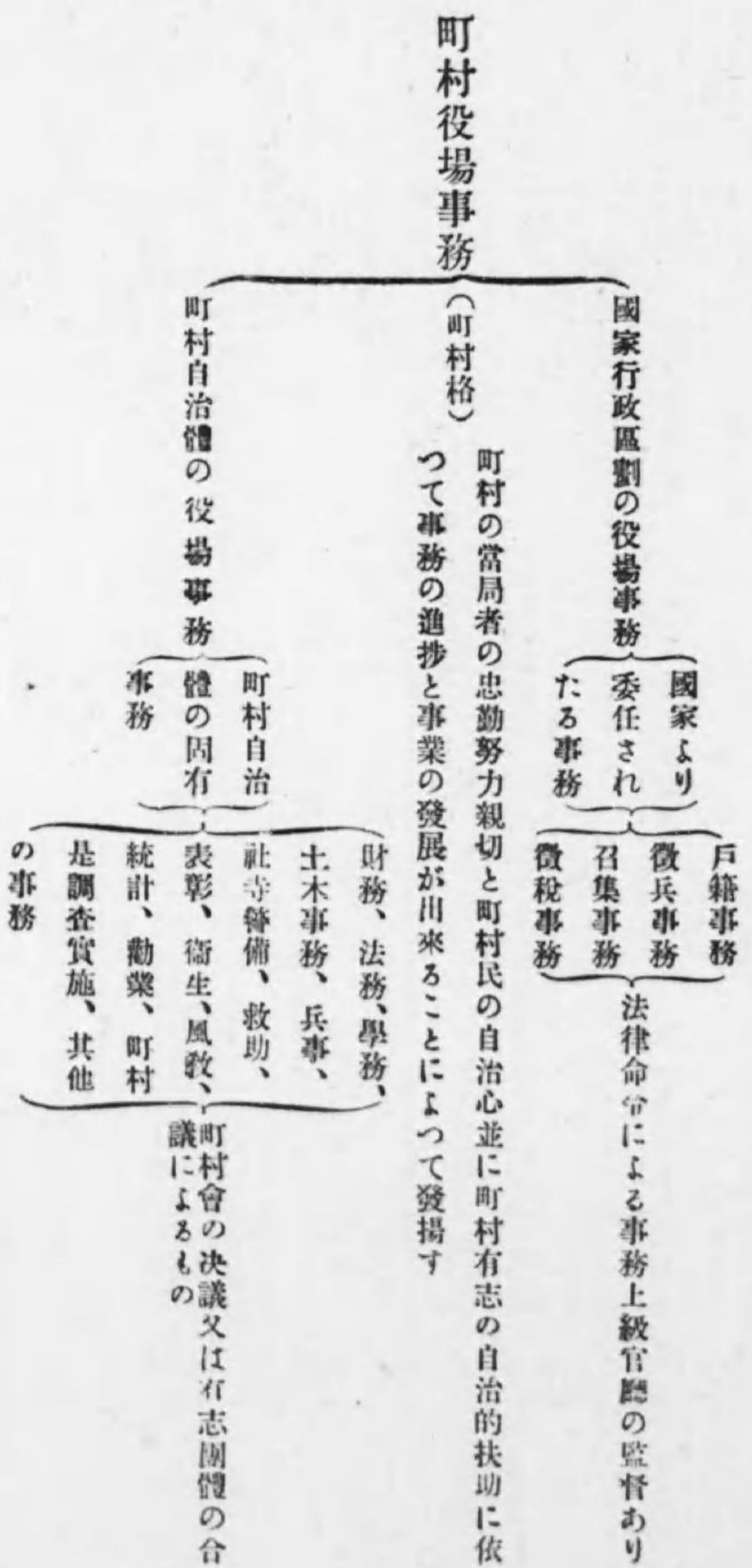
町村役場には以上の如く随分事務がある、其處で此處には其の整理について一言して置く、元來此の事務整理上の必要なるものは多々ある、即ち其の施政方針及吏員職務の方針を明示し且吏員の要義を闡明にするが如きは事務整理進捗上得る處大なるものである、岡山縣川上村に於ては、施政の方針として、一、産業の改良發達を計り豫め副

業の獎勵をなすべきこと、二、至誠以て勤勞に服し奢侈を戒め分度を守りて貯蓄推讓の法を普及せしむべきこと、三、風俗を矯正し民風の改善を計るべきこと、四、懇に民意を徴し不和軋轢を防遏し一致圓滿を期すべきこと、の四ヶ條を挙げ吏員の要義としては、一、吏員は政論の外に立ち一に村の公益を計り至誠切實を以て職務に勤勞し不事不黨公平を持すること、二、吏員は法を持すること嚴正にして私情の爲めに動かさるゝことなかるべし、三、吏員は規律を嚴肅にし事務を整理刷新し經費に節約を圖るべしの三ヶ條を掲げて居る、又高知縣土佐郡長原口氏は町村に訓示して吏員職務の方針を示し事務の澁滞なからしめんとを期して次の三ヶ條を選んで居る、曰く、一、期日期限を確守し及び確守せしむる習慣を養成すること、二、町村長は町村民の親と心得如何なる細事と雖世話すべきものと心得べきこと、三、豫算の編成に必ずしも嚴確を期せずと雖之か執行は絶対に嚴確なるべきこと、之である、其の要を得て居ると思ふ。

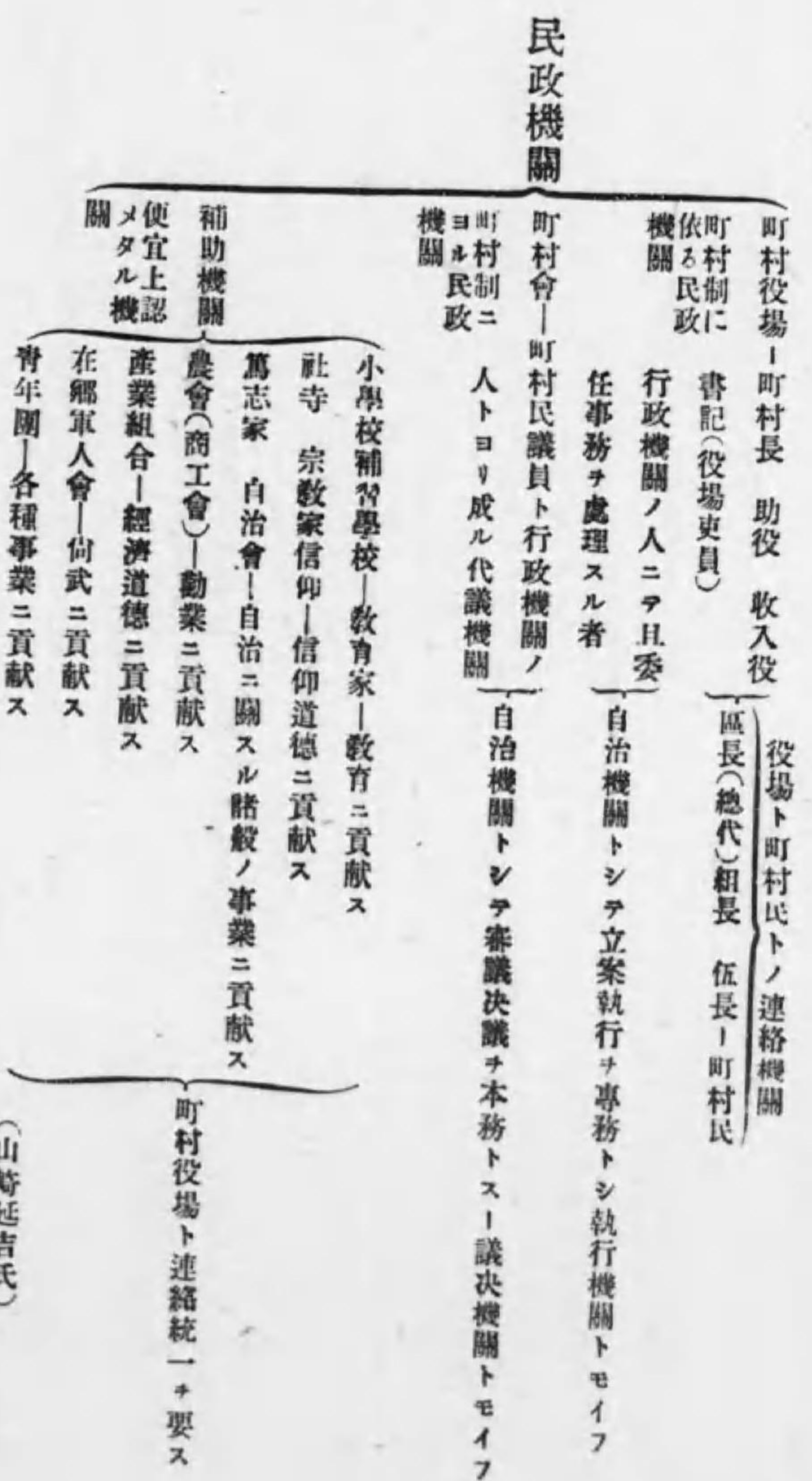
要する所事務整理上の要件は町村發展の基礎であるから大いに注意すべきである、今左に之を列記する。

- 一、簡捷にして懇切なるべきこと
 - 二、町村民の便を圖るべきこと
 - 三、法律に適合すべきこと
 - 四、恒實の爲に左右せられざること
- 以上の四ヶ條を以て當らば、其の實績は著しく向上すること、信ずるのである而し尙明治四十四年九月二十二日内務省令第十六號市町村吏員服務規律を參照する必要があると思考する。

參考の一、



參考の二



(山崎延吉氏)

參考の三 (町村民に町村勢を知らしむるは町村發展の基なり)

町村勢一般要目及諸心得 (大正何年度) 一月現在、

- 一、戸數人口 在籍及現住の戸數人口、男女別、出生死亡、海外行及出寄留入寄留、
- 二、反別地價 田畑宅地山林雜種地及荒蕪地、地價地租、耕地一人配當、農家一戸田畑配當、
- 三、傳染病豫防ニ關スル件 虎列粒、赤痢、腸窒扶斯、痘瘡、肺結核、發疹窒扶斯、猩紅熱、實扶埤利亞、流行性腦脊髓炎、トラホーム、癩病、腸胃加答兒、
- 注意休暇日飲食注意、清潔法、種痘(一期二期) 檢疹、病者ニ注意、衛生講話(於何處月日)

- 四、勸業ニ關スル件 米麥種鹽水選、稻苗代、正條植、麥黑穗拔採、綠肥栽培、堆肥舍建設、害蟲豫防驅除、間作、園藝品評會(月日於何處)

- 五、教育ニ關スル件 入學督勵、入學兒童數男女、注意、中等學校入學、全校兒童數、

教育費一人分頭額、

- 六、兵事ニ關スル件ニ徴兵適齡者及届出、検査日及場處、受檢心得、在郷軍人諸心得、入退營兵送迎、演習行軍軍人會規定、現役兵在郷軍人、帶勤者、戰病死者、
- 七、社寺ニ關スル件ニ基本財産増立、社寺修繕、氏神祭典、寺院説教、
- 八、戸籍ニ關スル件ニ出生、死亡届出期間、家督相續、期間、後見届出期間、婚姻届出ノ注意、

- 九、租税ニ關スル件ニ地租營業税、登録税、醬油税、砂糖消費税、所得税、織物税、相續税、狩獵税、賣藥税、車税、諸税徴收納附期限(別表) 滞納處分、

- 一〇、勤儉貯蓄ノ件ニ村經濟、負債入質注意、組合貯金据置貯金、一般貯金、
- 一一、基本財産ニ關スル件ニ現在額、昨年ヨリ増加額、(村及學校)
- 一二、雜件ニ(1)森林法、(2)植林、(3)山林火災警戒、(4)火入取締、(5)開墾、(6)漂流物、(7)難破船急報、(8)度量衡検査、(6)漁業法、(10)測量、(11)煙草小賣心得、(12)道路近接家

- 屋建築、(13)失火注意、(14)左側通行、(15)委任狀、(16)手形、(17)肥料取締、(18)未成年者喫煙、(19)議員選舉、(20)水害豫防、(12)其他必要なるもの、

参考の四 (町村民に年中行事を知らしむるは共同生活上の良法なり)

- 年中行事表、(1)月日ニ儀式、(2)會議、(3)休業、(4)講習講演會、(5)品評、(6)展覽會、(7)共進會、(8)出初式、(9)祭日社日、(10)供養日(盆、彼岸、大師日等)、(11)運動會、(12)勘定日納税日等に關するもの。

- 注意、(1)贈答送迎接待、(2)冠婚葬祭、(3)祝祭日心得、(4)清潔法、(5)左側通行等注意の必要あるもの。

参考の五 (町村民に町村事務の大事況を知らしむる必要あり)

- 町村事務報告ニ(1)一般事務、(2)村會狀況、(3)諸税徴收狀況、(4)人民生計狀況、(5)産茶狀況、(6)土木工事狀況、(7)學事狀況、(8)衛生狀況、(9)兵事狀況、(10)會計狀況、(11)災害狀況、(12)各種團體狀況、(13)表彰及褒賞並獎勵、(14)雜件、

參考の六

直接國稅 地租、所得稅、營業稅等…
 帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス
 間接國稅 酒稅、油稅、石稅、砂糖稅、海關稅等

稅租 府縣稅 國稅ノ附加稅ト×戶數割營業稅雜種稅——府縣會ノ議決ヲ經ルヲ要ス
 (府縣稅ハ明治十三年四月太政官布告第十六號地方稅規則ニヨリ定マル)

市町村稅 國稅府縣稅ノ附加稅ト特別稅——市町村會ノ議決ヲ經ルヲ要ス
 地方稅

備考 1 雜種稅トハ車稅、藥稅、自轉車稅、漁業稅等主ナルモノニシテ所謂雜多ノモノニシテ種目百十餘種アリ
 2 特別稅トハ市町村ガ特別ニ內務大臣ノ許可ヲ受ケテ課スルモノナリ

第四章 町村の經濟的方面

第一節「金力は權力なり」で、如何に優良なる町村でも、資力が貧弱であつたならば、發展は覺束ないものである、而して町村の資力は、町村民の資力に基礎を置くもので、相互に關係し比例して行くものである、従つて町村の資力が充實すれば町村民の富の

度も上り、生産力も盛大となり、生活の向上も出來て、一町一村すべてが、安寧幸福を享けて鼓腹謳歌の理想郷たらしむるに至るのである、故に本章に於ては、此の方面に關する研究をなさんとするのである。

第二節、町村の經營には相當の經費を要するのである、最近に於ける全國町村費の總額は約一億三千萬圓で平均一町村が約一萬一千圓餘に當つてをる、此の經費の大部分は町村民の負擔支出に關するものである、法の定むる處では「町村は其の財産より生ずる收入、使川料、手數料、過料、過怠金其他法令により生ずる收入を以て、町村費の財源に充て、尙不足ある時は町村稅及夫役現品を賦課徵收することを得」といふ事となつて居る、けれども現に町村の經費を町村其の者の財産の收入に由つて支辨して居るものは一萬有餘の町村中僅に數ヶ村に過ぎないので、其の他は何れも町村民の負擔に待つ町村稅によつて居るのである、大正六年の統計に依ると町村の基本財産が約一億八千五百四十五萬圓で平均一ヶ町村一萬五千七百七十八圓である此ではまだ

前途遼遠であると言はなければならぬ、處が其の町村税の負擔に堪へないで滞納する者が多いといふ事は、要するに町村民の富の度が低いのと不平均であるといふ事を實證して居るのであるから、其の資力を富ましめ、充分其の課税の負擔に堪へ得るやうにし、尙進んでは、町村有財産を造り、町村費の負擔を軽減するやうにし、餘財は之を慈善救濟其他公共的事業に當てるやうにする事が肝心である。

其處で先づ町村の財産を造り出し之を増殖する工夫を考究して見る、大體財産を別つて動産と不動産との二つとする、我が國の如く山林原野の多い國は其を以て財源とする事が尤も捷徑である、大正四年末統計年鑑の示す處に依ると森林が千八百六十四萬町原野が三百六十四萬町之を全國の總面積に比べると前者は四八%後者は九%何れも以上である如此山林の多い國は珍らしいのである、其の他町村費によつて作られたる營造物、宅地敷地、耕作地等を始め、有價證券、株券郵便貯金それから、銀行貯金等も確實なるものなれば結構である、而し農村としては不動産を以て主とする方法を講

ずるやうにし植林造林開墾等の如き方面に力を致し其の増殖を圖るべきである。

町村有財産は出來ても、當局者の管理が拙劣であつたならば何にもならぬ、故に其の増殖を圖るといふ事よりも、管理する事が第一である、若しこの管理が其の法を誤つたならば、所謂賽の河原の石積に終つて勞して効なしである、其の次に必要なるものは其の處分である管理と處分とが都合よく行くことによつて益増殖せらるゝものである、偕この管理といふ事は之を例へたならば山林があるとすると、其の山林に對する手入を適當にして草木の荒廢しないやうにすることで、處分とは其の樹木を伐採すべき時期には之を伐り出し之を使用或は賣却するといふ事で、直ちに其の後へ植込んで行くといふ經營をいふのである、所が此等が閑却せられて居る地方が多いのである、故に却つて其を有つて居て邪魔になるといふ状態である、それから小を集めて大にする町村有財産の統一も必要で其の利益も亦大であるけれども統一の爲めに感情を害し、紛擾を醸して一町一村の平和を害して迄之を統一する必要を認めないのである、

假令不統一であつても其の方法さへよくば何も不都合はないのである、要するに此も自治の精神を忘れなければよいのである、さすれば當局の熱心も公示も努力も町村民の公共心も自ら旺盛となつて町村有財産は造られ殖されて來るのである。

第三節、統計の示す所によると、我が國に於ける農家の一戸平均人員は五、四九人である、其を自作農として普通の生活を營んで行くのには約一町餘の耕地を必要とする、然るに生活の向上は日に月に進行しつゝあるから、現在のまゝでは到底將來生計を維持して行く事は覺束ない事となつて來る、其處で其の増加を圖らなければならぬ、大正八年末の統計年鑑に依ると田が約二百九十二萬町畑が二百四十六萬町其の外山林が八百〇二萬町原野牧場が百三十六萬町といふ有様である。而して田畑合計五百三十八萬町を農家の戸數約五百五十萬戸に平均して見ると九反八畝弱である、けれども中産階級の自作農が年々減少して地主と小作人とが増加しつゝある現状では、實際は樂觀は出來ないのである、であるから一方では耕地の増加を企て一方では自作農の獎勵を圖

らなければならぬ、耕地増加の方法としては。

一、土地整理

イ耕地整理 此は恩典もあり、利益もあるが地主の聯合や町村の經營事業として實行すればよい、殊にゴップ利用によつて愛知の碧海郡高岡村の如きは水田二百町歩を開墾して居る。

ロ宅地整理、堤防敷地、道路敷地の利用。

宅地の空地へ桑敷本を植え全村共同養蠶を行つて利益を配當して居る處もある。

二、開墾

イ地主所有の未開墾地の開墾貸付

ロ町村公有地又共有地の開墾貸付

右二の共町村費又は地主にて開墾し地代を徴收して貸付る方法と、貸付開墾をなさしめ年限を付して地代を拂はしむる方法等あり。

三、町村有又地主有の土地拂下げ 未墾地や既地墾の年賦拂下げ、又は一時拂下げ。

四、耕耘肥培肥沃ならしめて多收穫を計るは恰も土地の擴張をなすと同
一の効果を認むべし。

如此して耕地の擴張を計る事が必要である、故によく地の利を考へ、方法を工夫して行くべきである。

次には唯耕地が擴張せられても資本といふものがなければならぬ、處が現在に於ては實に資本は貧弱であり且其の選擇といふ事が冷淡極まるものである、故に此の方面に關する注意が必要である、例へば種苗や肥料に對しても、金さへ高ければ善き苗や種子よく利く肥料と考へ、飼料でも其の通りで、品種も品質も病虫害も何等の注意をしな、牛馬雞等の家畜でも種別や特徴等を熟知し適當に飼養し管理使用することなく、肥料の自家製造や、成分配合等には沒常識であり、手間惜みをなし農具器械の如きも其の使用改良に無頓着であつて只舊套を墨守する事を以て能事終れりとして居る事が多いのは農業の發達しない所以で、要は資本に對して無識である事を證據立て、居る

のである、農會や産業組合は此の點に留意して共に其の指導開發に盡すべきである。耕地の擴張や資本の利用は利源の開發で、其は生産の増加を目的とするのである、けれども其では未だ充分でない、由來農村は保守的傾向の多い處である、故に現代科學の示す處により之を實驗的に研究して科學的に農業を經營して行く者が乏しい、科學は自然の征服を意味して居る、即ち學理學術の應用は、農業にも必要なもので、眞の發展は、是に因らなければならぬのである、此が即ち農に忠實なる誠の農業家である、而して其の指導啓發者が農業技師や技手で、篤農者も其に列すべき者である、丁抹の如きは小國であるが科學的農業を以て富國の實を擧げて居る。

何の仕事にも技術といふもの、伴はないものはない、農業にしても、さうである、技術を離れて農業は存在せぬのである、種子の蒔方、苗の挿方、草除、耕耘、收穫、俵裝等何から何迄、技術の功拙に依つて其の效果に影響して居る、處が其を餘り重視して居ないのは一の不思議である、農産物に對しても同様である、故に生産物品評會、

共進會、耕耘競技會農作物批評會、農具展覽會を始め農業試驗場の參觀農作物視察等に依つて其の開發を計らなければならぬ。

それから最後に一言したいのは、勞力である、勞力は必要なる資本である、此には個人的と團體的との二種がある、何れも個人の身體と精神の力である、而し爰には身體的勞力について述べるのである、近來この勞力を使用する事を忌避する弊風が生じて來た、勿論文明の利器を利用して勞力の節約するのは歡迎すべき事で此は勞力忌避でも何でもないのであるが、其の節約したる勞力を他に利用しないといふと其は一種の勞力忌避であらねばならぬ、殊に一家の發展には、農家としては協同一致の勞力が主要なるものである、或る地方では、家内協力の表彰や、手指の品評會が行はれて、勞力を惜まない事の獎勵法と見るべきものである、黒く節吳立つた指、巖の如き體格此か美である事を忘れてはならぬ、骨惜みは亡國の基、一家衰微の兆である。前に勞力の節約を一言したが、其の節約せられたものを如何に利用すべきかといふ問

題である、其に節約以外に農閑時の利用も之に附隨すべき問題である、其は副業の獎勵である「小人閑居して不善をなす」といふ古語がある、閑人は餘り善い事は考へないものである、故に閑居を防ぎ且其の餘力を一家一町一村一國の發展に利用する事は當局も個人も考究すべき問題である、元來副業は地方的のものである、地の利や風土に依つて異なるものである、農學士齋藤万吉氏の調査によると東北地方一ヶ年の勞働日數は一百八十六日、關西地方は一百九十二日である、關西の方が六日多いのである、さうすると東北の閑居日數が一百七十九日で關西は一百七十三日である、それから私の調査した山部と平野部との勞働日數は、前者が一百九十五日で後者が二百二十一日である（伊豫國松山）何故山部の方が多いかといふと副業が多いので従つて仕事が多いからである、平野部の米麥のみの地方と其以外に楮極、大豆小豆、林産物等を産する地方とは如此相違があるのである、而し閑居日は何れにしても存在するのである、故に其の時間を利用して生産收入を圖ると否とは其の地方の富の増減に大なる結果を

來すものである、其處で次に副業選擇に關する標準を擧げて見ると。

- 一、主業に差支なき餘暇を利用し得るもの
 - 二、仕事簡易にして誰人にも成し得るもの
 - 三、小資本にて始められ且回收の早きもの
 - 四、地方に原料豊富なるもの
 - 五、販路廣く且永續的にして確實なるもの
 - 六、將來機械工業に移し得べきもの
- の六要目である、次に副業の種類を列記して見ると
- 一、飼畜（養蠶、養鶏、養魚、養蜂、飼羊牛豚等）
 - 二、園藝（蔬菜、果樹、温床栽培等）
 - 三、製肥（綠肥、堆肥、豆粕玉碎等）
 - 四、山仕事（植林、間伐、草刈、茸、運材、製炭、製板、竹林等）

- 五、加工製造（藁細工、麥稈真田、蓆、疊表、切干、澱粉製造、箸揚子削、製茶、製糖、漬物、罐詰、味噌、醬油等）
- 六、家庭工事（賃織、裁縫、下駄製造、組物、編物、袋張、製紙、刀物製造等）
- 七、出稼
- 八、兼業（小賣、車曳、日傭等）

此の如く副業の種類も多く又其の實施も比較的簡易のやうに見えるのであるが實際は一の地方的副業となる迄には相當の時間と犠牲とを拂はねばならぬ、副業獎勵に就いてはよく其の地方を知らねばならぬ、當局は机上で副業を獎勵して居るから、浮か浮か乗ると大なる損害を受けることがある、或地方で桐の栽培を獎勵し苗まで送つて來たが、其は土地に適合せず、枯死したといふ笑話が残つて居る、ラミー採集等も當局の考と實際とは大なる相違で地方民は大なる損害を受けて居る事實もある、其の他机上獎勵の害は多々あるから此等も注意すべき點である。

以上の如くにして生産額は多くなつて来る、然らば其を商人に引渡して行かねばならぬ、昔は自給生産で衣食住は自らやつて居たのであるが現在はさうは行かぬ、分業的である、故に農産物は一つの商品として商人に引渡し其より得たるもので、生活の材料から農具、肥料等を購入しなければならぬ、其處で相當の相場で收支相償ひて其上相當の純益を得なければならぬ、處が買ふには安く賣るには高くは人情で動もすると商人の相場に壓倒せられて仕舞ふといふ有様である、此の弊を去り商人に對抗せんとするには先づ商品をして必要なる資格を作るべきである、即ち次の三である。

一、品質の統一を計ること（大小光澤硬度形状品種等）

二、一定の數量を有すること

三、貯藏運搬に便利なること（調製乾燥荷造俵裝）

商品の資格が整へば此度は協同一致の態度を持して同一步調を取ることが必要である、共同販賣、共同購入等である、處が此の共同の事業が兎角薄弱で不一致に陥り易

いといふ風がある、現代は個人本位の時代であると共に團結を要する時代である、個人色彩が強くなればなる程協力一致即ち團體の必要を感ずるのである、此の一致團結が甘く行けば米價の調節も出来易いのであるが其が缺けて居る爲めに唯口先ばかり強くて實は何等の權威勢力もない、従つて福利も民福も享け得ないのである。

以上の如く生産も収入も増加しても農町民に浪費の弊が生じては却つて害を來し、所謂小人玉を懷いて罪ありである唯奢侈の風を得るのみである。其處で勤儉貯蓄の必要がある、碩學大宰春臺は「民の生は勤に在り、家道は儉にありたゞに勤めて儉ならざれば餘財なく、たゞに儉して勤めざれば財源なし、之れをこれ不足といふ」と云つて居る元來勤といふことは、ツトメハタラク、カセグ等言つて居るが、人體の全力を盡すといふ事である、人體の全力とは、健康なる身體より發する活動力啓發せられたる智能より發する知力涵養せられたる徳力の活用及び鍛練せられたる鞏固なる意志より發する根氣力此等が協同して國家的事業として偉大なる事業や理想を有する農業の上

に、しかも大なる信念を以て勤めるといふ意味で、勞力と勤とは同一物の二面である、此が大なる努力の下に發展して、其の効果を多く收めるのである、此の外に資本の充實選定を圖り土地の確實なる所有と擴張維持改善と三者相待つて収入は確實となつて來るのである、それから儉といふ事であるが、儉とは物の効用を完全に果すといふ意である、故にその反對が贅である、物の効用を有益に使用するに外ならぬので之を又消費といふのである、農家の消費は之を其の目的によつて生産費と家政費とに區別する、生産費は生産するために消費するもので、例へば、諸苗費、耕耘費、飼料費、肥料費、農具其他器械器具費、病害虫の驅除豫防費、調製費、俵裝荷造費、運搬費、貯藏費、土地整理費、悪用水組合費、地租其他の諸掛り、維持費、償還費等で各其の効用を盡さしめたならば、生産費の軽減は出來るのである、さうすると米價下落の痛手も亦輕くなり、騰貴の際には大なる利益を收得し得るのである、處が農家の一般は此の生産費と生産との關係を忘れて居る風がある、如何に多收穫しても生産費が多額

であつては何等自身の利益とはならないのである。それから生活に要する費用を家政費といふのである、即ち衣食住の費用から教育費、交際費、衛生費、冠婚葬祭費、娯樂費等色々あるが就中衣食住の費用が其の多くを占めて居る、けれども其他の費用にも主きを置くべきである、此が一家の團樂發展の基礎である。

以上生活費と家政費の儉によつて餘財を生じて來て餘裕が生じて來るのである、終りに儉の四方面について一言して置く。

一は物の儉である一本の糸一筋の短き繩一本の針も粗末にせず其の効用を有益に果さしめること、二は身體の儉で永く身體を役立たしめること、三は時間の勵行を爲し徒費をしないで有効に使用すること、四は心の儉で、煩悶や煩惱に苦しめること等で何れも今高く呼ばれて居る生活改善に外ならぬのである。

斯うして勤と儉とに依つて生じて來た餘裕は、事業の繼續發展擴張と國民生活の向上に使用すべく貯へて置く必要がある、即ち換言すれば、節儉の結果としての餘財をし

て人格家格の向上を圖り或は不幸臨時備荒の用意とするのである、此等發展と向上とを願ない貯蓄は死であるといふべきである、而し勤儉貯蓄といつても此の世の樂を樂み、正當の欲を充たすことは罪惡でもなく又不合理でもない兩立し得るもので、身分、財産の範圍を超えない事をすればよいのである、世には偏つた勤儉を説き貯蓄を獎勵する者があるが農村民として普通の生活は工商發展の基をなすものである、何もビュリタンの如き生活は必要でないのである。

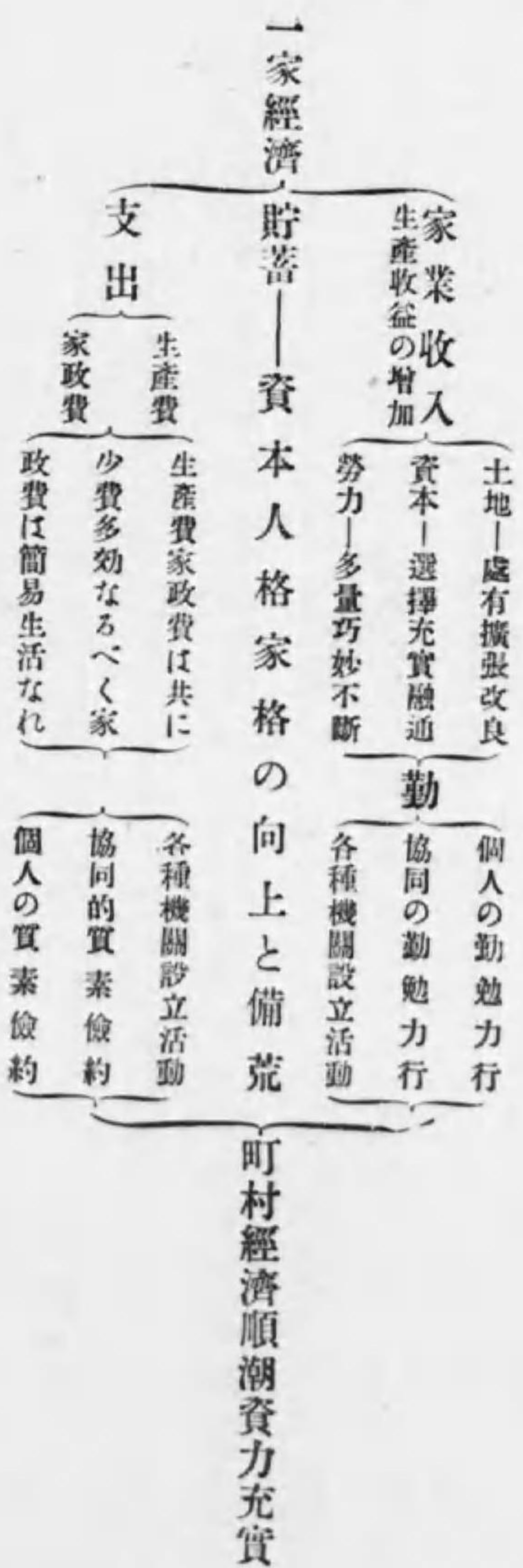
既に説述したる如く利源の開発——生産の増收——收益の増加——勤儉貯蓄の美風が相互に活いて其の地方は福德圓滿活氣充溢の相を現はして來て人氣も良くなり、眞に吉華就實、醇厚成俗のユートピアを實現し得るのである、これ福利を共にする所以に外ならぬのである人氣の善惡は直接間接に生産にも影響するものである、此の人氣作興につきては之を自然に委して置くのも可なれとも又之を促進する上について其の要綱を擧げて見ると。

- 一、町村上流者は勤儉貯蓄の範を自ら示すこと
- 二、町村條令又は規約の下に勤儉貯蓄獎勵を爲すこと
- 三、信用組合貯蓄組合共同購入組合等の如き機關を設くること
- 四、町村是として町村全團體は一齊に勤儉貯蓄の實行に盡力すること
- 五、教育及宗教等の機關は機會ある毎に勤儉貯蓄の獎勵をなすこと
- 六、町村の先覺者及指導者は勤儉貯蓄の意義を徹底せしめ其の良法を説示すること
- 七、上級官廳及先覺者は勤儉貯蓄の美風に敬意を表すること
- 八、勤儉貯蓄の實行に於て範たるべき人の人格に接せしめて其の實話を聞かしむること

九、勤儉貯蓄の美風ある優良町村を視察せしむること等が其の主なるものである、不屈不撓、自強不息的に實行して息まざれば不可能でないと思ふ。

要するに此の人氣作興も其の本は家にある、一家經濟の如何にある、故に最後に其の

收支勤儉貯蓄の表を掲げて置く。



第五章 町村の教育的方面

第一節 何故に昔は農業を営む者を目して土百姓と言ひ或は水吞百姓と呼び或は其甚しきに至つては田を這ふ虫とまで嘲笑せられたのであらう、又何故に農業者は他の職業者

から一目下に見られて擯斥せられたものであらう、農を以て國の本とすとか或は農は人の職業中最も健全最も高貴最有益なるものと稱讃しながら、斯くも馬鹿にせられるといふ事は一大矛盾と言はなければならぬ、諸君是は農業其のものが悪い爲であらうか、農業を営む人其の者が悪い爲であらうか、一考を煩したい、其は農業が悪いのでなくして農業者の罪でなければならぬ、高貴にして有能なる職業が其を営む人の爲に尊重せられぬといふ事になつて居る、既に第一編に於て説いたやうに、國家と農業とは密接且重大なる關係と地位とを有して居るにも不關重視せられないといふ事は一の不思議である、然らば何故に其の罪を農業者に歸すべきであらうかを考へねばならぬ、其は無教育の三字で説明し得るのである、農村の時代に後るゝも其である、經濟の發展しないのも其である、自治の擧らないも其である、農村民は土を掘る蟲とまで世人に輕視せらるゝのも其である、要するに農村民の社會上に於ける地位の低いといふ事は教育の如何に歸着するのである、現今は昔の比にあらずではあるが他と比較す